

熊本大学学術リポジトリ

Kumamoto University Repository System

Title	ドイツにおける「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」に関する資料集
Author(s)	バウアー, トビアス
Citation	
Issue date	2014-06-10
Type	Research Paper
URL	http://hdl.handle.net/2298/30341
Right	

ドイツにおける「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」に関する資料集

平成26年度 基盤研究 (C) (一般)

課題番号 25500007

課題名 赤ちゃんポストに関する日独比較研究

平成26年6月

熊本大学 文学部

はじめに

親が育てられない子供を匿名で受け入れる慈恵病院（熊本市）の取り組み「こうのとりのゆりかご」が今月で運用の8年目を迎えた。その設置に先立って、同病院のスタッフがドイツの「Babyklappe」（赤ちゃんポスト）を視察し、みずからの「こうのとりのゆりかご」のモデルにしたという事実を考えれば、このテーマをめぐる日独両国の事情を比較検討してみるのには大いに意義のあることだと思われる。

ところで、「こうのとりのゆりかご」が現在のところ日本における唯一の「赤ちゃんポスト」であるのに対して、ドイツにおいては、2000年に初めての「赤ちゃんポスト」が創設されて以来、現在までにドイツ全土に80余か所にまで拡大されるに至っており、さらには「匿名出産制度」（約100か所）や、「子供を匿名で引き渡せる制度」も導入されている。

しかも、こうした事業や制度の運用は日本より7年も早く始まっており、施設の多さというにとどまらず、それがドイツ全土にわたっていること、また、「赤ちゃんポスト」をめぐる議論が政治、学問、一般社会のレベルにおいて活発に行われている等々の点でドイツにおける議論が日本より大幅に先行していることは言うまでもない。

こうしたドイツにおける議論について分析し、日本における議論に示唆を与えることが、昨年度開始した研究プロジェクト「赤ちゃんポストに関する日独比較研究」（基盤研究（C）、課題番号25500007）の主たる目的である。

このプロジェクトの一環として、本資料集では、ドイツにおける「赤ちゃんポスト」・「匿名出産制度」に関する中核的な資料の和訳を提示したいと思う。但し、その資料は、2009年～2013年のものに限定した。というのも、「赤ちゃんポスト」に内在する倫理的・法的問題を厳しく指摘し、その廃止を要求した見解が「ドイツ倫理審議会」によって2009年に公開されて以降、この問題をめぐる議論が展開され、連邦政府もそれを踏まえて、匿名による子供の委託を可能とする諸制度がはらんでいる問題を解決

しよう動き出しているからである。その結果、当面は従来の「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」を存続させながら、その一方で、その代わりになり得る新たな取り組みとして「内密出産法」が今月発効されるに至った。

こうしたドイツにおける 2009 年以降の議論の展開は、日本においてはまだ十分な把握と分析がなされていないため、これを整理してドイツの現状を紹介するのは日本における議論にも資するところ大であると思われる。それが本資料集の目指すところでもある。

2014 年 5 月 30 日
トビアス・バウアー

目次

はじめに	2
目次	4
解説	5
翻訳にあたって	11
凡例	13
A 匿名による子供の委託に関するドイツ倫理審議会の 見解 (2009 年)	14
B ドイツ青少年研究所の匿名出産及び赤ちゃんポスト に関する調査 — 要約 (2011 年)	33
C ドイツ青少年研究所の嬰兒殺しに関する鑑定 (2011 年)	48
D ドイツ青少年研究所の非配偶者間人工授精と匿名 出産に関する鑑定 (2011 年)	51
E ドイツ青少年研究所の匿名出産及び赤ちゃんポスト に関する調査 — 結論 (2011 年)	59
F 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」 の目的及び立法理由 (2013 年)	70
研究組織	78

解説

中核的なテキストでたどる ドイツにおける「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」をめぐる議論

トビアス・パウアー

[A] 匿名による子供の委託に関するドイツ倫理審議会の見解 (2009年)

匿名による子供の委託をめぐる諸種の取り組み（「赤ちゃんポスト」、「匿名出産」、「匿名による引き渡し」）は、1999年にドイツで初めて試みられるようになって以来、現在に至るまで激しい議論を呼び、各種メディアの注目を惹くところとなっている。学問や政治の世界でも、頻繁にこのテーマが取り上げられている。しかし、(20)00年代には、匿名による子供の委託をめぐる諸種の取り組みに内在する問題を法学の面から考察する研究が数多く発表されてきているにも関わらず¹、これを法学的にどう評価すればよいかについて激論が戦わされたままで、未だ決着が着かず、今日に至っている。他ならぬこうした事情こそ、この問題を法的規制によって解決しようとした試みがすべて失敗に終わっている原因なのである。²

こうした状況を背景に、ドイツ倫理審議会はこのテーマの倫理学上および法学上の問題を整理し、比較考量を行おうとした。2009年に発表された同審議会の「見解」の前書きにおいては、その目的が次のように謳われている。「赤ちゃんポストと匿名出産をめぐるのは、根本的な法的疑念から、専門家の間および政治の面で激論が交わされるようになってすでに久しい。これは、連邦議会およびいくつかの州議会におけるヒアリング、質疑、論争の対象となり、連邦議会と連邦参議院において繰り返し法案提出にまで至りながら、それは悉く廃案となってしまった。本審議会は、匿名によ

¹ 例えば、Cornelia Mielitz, *Anonyme Kindesabgabe*. Baden-Baden: Nomos 2006; Daniel Elbel, *Rechtliche Bewertung anonymer Geburt und Kindesabgabe*. Berlin: Frank & Timme 2007; Nils Dellert, *Die anonyme Kindesabgabe*. Frankfurt am Main: Peter Lang 2009; Alexander Teubel, *Geboren und weggegeben*. Berlin: Duncker & Humblot 2009; Stephanie Wiesner-Berg, *Anonyme Kindesabgabe in Deutschland und der Schweiz*. Baden-Baden: Nomos 2009の各博士論文。これらの研究成果はドイツ倫理審議会の「見解」にも反映された。

² 匿名による子供の委託に関するこれまでの立法の試みについては、「見解」(原文)の55～59ページを参照。

る子供の委託に関わる諸種の取り組みの現状に関して、法律面と並んで倫理的な面にも事情を精査する必要があると認めるものである。本審議会は、とりわけ、「一方の当事者である」子供たちの諸権利を損なわない形で、苦境や葛藤の中にいる当該の妊婦や母親たちに、可能な限りの救いの手を差し伸べられるようにしたい。」³

ドイツ倫理審議会は2008年の設置以来、公開イベントを伴った審議を経て、2009年11月に初めてこのような見解を公にした。⁴ 審議会のこの調査の主たる対象となったのは、過去から現在に至る匿名による子供の委託の実践の実情や、本問題に対する（憲法や国際法からの視点を含む）法的小よび倫理的評価であった。その考察は、結論として5ページにわたる「勧告」に纏められている。それは、「赤ちゃんポスト」、「匿名出産」、「匿名による引き渡し」の持つ倫理的・法的問題を指摘し、これを厳しく批判して、こうした制度の廃止を要求していると同時に、それを代替するものとして、既存の合法的な支援と相談制度を強化すべきだと主張している。さらには、周囲の人々に対して妊娠したことを隠す必要性を感じる女性のニーズを認めて、「一時的な匿名届を伴う内密の子供の委託」（内密出産制度）という新制度を提案している。

審議会の委員の多数によって出されたこのような「勧告」の一方で、法的・倫理的問題が内包されていることを認識しながらも、なおかつこの事業を「最後の手段」（*ultima ratio*）として持続させる必要性を訴える6名の委員の立場を表す「少数意見」も巻末に添えられている。主にキリスト教教会関係者によるこの「少数意見」が添えられていること自体、本問題の論じ難さのみならず、この問題をめぐる立場の多様性を反映していると言えよう。

本資料集では、見解の第8章「倫理的評価」、「勧告」、「少数意見」に加えて、「倫理審議会の勧告についての補足意見」⁵ の和訳を提示する。

³ 「見解」（原文）の7ページ。

⁴ ドイツ倫理審議会のインターネットサイト (<http://www.ethikrat.org>) では、本見解の他にこのテーマに関する数多くの（ドイツ語および英語による）資料が入手できる。なお、ドイツ倫理審議会の任務は、とりわけ生命倫理に関する問題や生命科学の発展がもたらす個人および社会全体への影響について学際的に検討し、国民に情報を提供し、社会における議論を促し、そして特に政治や立法のために見解を作り出すことにある。但し、これらの見解や勧告等は何ら法的拘束力を持つものではない。

⁵ 委員2名による「勧告についての補足意見」では、基本的に匿名による子供の委託の諸取り組みを廃止すべきだとする要求を含めて、「勧告」には賛同したものの、「勧告」が提案する「一時的な匿名届を伴う内密的な子供の委託」（内密出産）の導入は必要ないという立場を取っている。

〔B, C, D, E〕 ドイツ青少年研究所の匿名出産及び赤ちゃんポストに関する調査 (2011年)

ドイツ倫理審議会の見解と同時に、その時まで不十分にしか把握されていなかった匿名による子供の委託に関わる取り組みに関するデータを体系的に集めるために、全国調査が始まった。この調査は、ドイツ連邦家族省が民間のドイツ青少年研究所に依頼して、2009年から2011年にかけて実施された。全国の匿名による子供の委託に関わる取り組みを実施する事業者および少年局への調査を通して、取り組みの数や利用件数が把握され、利用状況や問題点についてのデータが得られた。さらに、取り組みを利用した女性へのインタビューによって利用者についての情報も集められた。

その結果、ドイツ青少年研究所のこの調査は、ドイツ倫理審議会の(多数)見解と近い結果に至った。具体的には、匿名による子供の委託に関わる取り組みは現行の法律と矛盾していることから、子供の委託に関わる関係者全体(取り組みを提供する事業者、少年局、取り組みを利用する女性等)に法的な不安定性(Rechtsunsicherheit)が生じていることを指摘している。

また、諸取り組みを提供する事業者における、預かった子供についての記録の仕方や少年局への届け、相談の質等に関する基準が定められていないため、個々ばらばらであることも指摘している。さらに、本調査の枠内で行われた嬰兒殺しに関する研究では、「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」が嬰兒殺しの防止につながることはなく、困難な状況に置かれている女性の助けにはならないという結論に至り、匿名による子供の委託の代わりになり得る支援について提案している。それは、既存の合法的な支援と相談制度を拡充し、連携させ、なおかつ、そのイメージを改善すると共に、より広く周知させるべきだと求めている。また、既存の支援・相談を利用しやすいものにするためには、これを匿名で利用できることの重要性が明らかになったため、インターネットポータルや24時間緊急ホットラインの設置と、それに伴うPR活動も提案している。なお、本調査の枠内で行われた非配偶者間人工授精に関する研究では、精子提供によって生まれた子供と、匿名で生まれた子供との相違点と類似点について論じ、アイデンティティ形成のために自己の出自を知ることの重要性について言及されている。

本資料集では、調査の要約(テキストB)と結論(テキストE)、ならびに嬰兒殺しに関する研究の結論に当たる第10章(テキストC)、および非配偶者間人工授精に関する研究の中から、匿名出産との比較考察に関する第7章(テキストD)の和訳を提示する。

〔F〕 「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」の目的及び立法理由（2013年）

ドイツ青少年研究所の調査結果を踏まえて、ドイツ連邦家族省は2012年に、従来の匿名による子供の委託に関わる取り組みの制限を試み、代わりに、「内密出産」という新制度を導入しようと動き出した。2012年4月には、家族省の内部資料についての報道があったが、それによると、当初の計画としては、既存の「赤ちゃんポスト」を厳格な条件付きで存続させる一方で、新たな設置を禁止し、それに代わるものとして、母親が相談所に身元を明かした上で出産し、一定の期間後に母親の個人情報が子供に知らされる「内密出産制度」を導入する予定であった。⁶ 既存の「赤ちゃんポスト」に対する初期のこの厳しい立場は後に軟化し、2012年10月にはドイツ連邦家族省が改訂した法案が公開された。⁷ その中には、既存の「赤ちゃんポスト」の違法性に関する箇所、および「赤ちゃんポスト」の新たな設置の禁止に関する文言は削られたものの、「赤ちゃんポスト」を不要にするという狙いには変わりがなかった。連邦議会での審議を経て、「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」が2013年6月に議決された。

2014年5月1日に発効したこの法律に見られる具体的な措置の一つは、ドイツ倫理審議会およびドイツ青少年研究所による指摘の通り、内密出産を制度化することであった。これは、困難な生活状況に置かれている妊婦に関して、自分が妊娠していることを周囲に隠したいという希望を配慮すると同時に、子供の出自を知る権利を十分に保証するために、妊婦が相談所に実名を明かした上で、仮名で医療的手当を受け、分娩できる制度である。母親の個人情報は厳重に管理され、子供が16歳になってから初めて、その情報を閲覧できるという手順となっている。但し、子供が15歳になってから以降に関しては、母親は子供の閲覧権に対して申し立てることができるが、その際は、家庭裁判所が身元の秘密を保持し続けることを必要とする母親の利益と、子供の出自を知る権利を比較考量し、判断する。

また、新法律の二つ目の主たる内容とは、妊婦支援の拡充である。具体的には、困難な状況に置かれている妊婦に利用しやすい支援と相談を提供するために、従来の妊娠相談所で受けられる匿名の相談に加え、近くの相

⁶ 例えば、Marion Mück-Raab, Babyklappen droht das Aus. *Der Tagesspiegel* 02.04.2012

(<http://www.tagesspiegel.de/politik/familienministerium-babyklappen-droht-das-aus/6467714.html>; 2012年11月1日取得)。

⁷ BMFSFJ, Entwurf eines Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere - Regelung der vertraulichen Geburt. (<http://www.moses-online.de/files/Referentenentwurf%20Vertrauliche%20Geburt.pdf>; 2012年12月21日取得)

談所を紹介する全国共通の緊急ホットライン、およびインターネットサイト⁸の設置を行う計画である。これには、積極的なPR活動によって、妊婦に相談と支援の諸取り組みを利用する勇気を与える目的もある。

従来の匿名による子供の委託に関わる取り組みについては、それらの設置や運用に関する規制や手順も含めて、新法律では触れられてはいないが、発効3年後に、新法律がもたらした効果を評価する際に、改めて検討する予定になっている。

新法律の審議、議決、発効に際しては、政治家、「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」を提供している事業者、関連団体等からさまざまな意見が述べられてきている。その中には、子供の出自を知る権利に配慮し、かつ関係者全員が法律の面から安心して関わることができる、合法的な制度が導入されることを好意的に迎える声も多く見受けられる一方、批判的な意見や、新法律が成功するかどうかに対して懐疑的な立場を取る考え方も少なくない。

特に、従来の「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」が新制度の導入と同時に禁止されなかったことがしばしば批判的にされる。というのも、新法律は事実上、従来の「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」と並んで、新たに「内密出産制度」を付け加えたただけであり、利用する女性にとっては、「内密出産制度」が匿名性を一定期間しか保証せず、手続きもより一層煩わしくなったため、従来の「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」の方が魅力的で、今後も利用されるだろうという懸念があるからである。⁹

また、子供の権利が保証される新法律を歓迎する一方で、「内密出産制度」が従来の「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」を不要とすることは決してなく、「内密出産制度」が導入されても、「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」がそのまま重要な役割を果たし続けていくという立場を取る事業者もある。¹⁰

さらに、父親の、子供について知る権利が考慮されていないことや¹¹、

⁸ www.geburt-vertraulich.de で既に運用中である。

⁹ 例えば、Terre des hommes, *Zum 'Entwurf eines Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt'*. Osnabrück: terre des hommes 2013, S. 7。
(http://www.tdh.de/fileadmin/user_upload/inhalte/04_Was_wir_tun/Themen/Weitere_Themen/Babyklappen/Stellungnahme_terre_des_hommes_zum_Gesetzesentwurf_vertrauliche_Geburt.pdf; 2014年5月1日取得)。

¹⁰ Diakonie: 'Vertrauliche Geburt' stärkt das Recht abgegebener Kinder. *Bild Newsticker* 27.05.2014.
(<http://www.bild.de/regional/stuttgart/diakonie-vertrauliche-geburt-staerkt-das-35737302.bild.html>; 2014年5月27日取得)

¹¹ Annette Langer, Vertrauliche Geburten: 'Kein Recht, sich der Verantwortung

ドイツ青少年研究所が「赤ちゃんポスト」や「匿名出産制度」の従来の運用の仕方について明らかにした問題点が、何の基準が定められていないがゆえに、未解決のままであること等も批判されている。¹² 逆に、16年間だけ母親の身元を内密にするというのでは不十分であり、切望した妊婦を助けるには、無条件で完璧な匿名性を保証した支援が必要だとして、新法律に対する不満を唱える事業者もいる。¹³

本資料集では、法案に添えられていた新法律の目的、および立法利用に関する箇所の抄訳を提示する。¹⁴

zu entziehen'. *Spiegel Online* 07.06.2013
(<http://www.spiegel.de/panorama/justiz/interview-mit-terre-des-hommes-zu-gesetz-vertrauliche-geburt-a-904214.html>; 2013年6月8日取得)

¹² Marion Mück-Raab, Vertrauliche Geburt löst Babyklappe nicht ab. *Der Tagesspiegel* 09.06.2013
(<http://www.tagesspiegel.de/politik/neugeborene-vertrauliche-geburt-loest-babyklappe-nicht-ab/8322714.html>; 2013年6月12日取得)

¹³ Julia Bömer, Vertrauliche Geburt kritisiert: Beratungsstellen in OWL geht geplantes Gesetz nicht weit genug. *Nw-News* 08.06.2013
(http://www.nw-news.de/owl/kreis_herford/herford/herford/8635398_Vertrauliche_Geburt_kritisiert.html; 2013年6月9日取得)

¹⁴ 議決された新法律のテキストは BGBl. I 2013 Nr. 53 S. 3458-3462 にある (http://www.bgbl.de/banzxaver/bgbl/start.xav?startbk=Bundesanzeiger_BGBl&jumpTo=bgbl113s3458.pdf; 2014年5月1日取得)。なお、新法律について紹介するパンフレットは連邦家族省が発行している (http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/Die-vertrauliche-Geburt-Brosch_C3_BCre.property=pdf,bereich=bmfsfj,sprache=de,rgb=true.pdf; 2014年5月27日取得)。

翻訳にあたって

- 本報告書で扱った資料の原書およびダウンロードができるアドレス（2014年5月1日現在）は下記の通りである。
 - A. „Ethische Bewertung“, „Empfehlungen“, „Ergänzendes Votum zu den Empfehlungen des Ethikrates“, „Sondervotum“, in: Deutscher Ethikrat (Hrsg.): *Das Problem der anonymen Kindesabgabe: Stellungnahme*. Berlin: Deutscher Ethikrat 2009, 71-99.
(<http://www.ethikrat.org/dateien/pdf/stellungnahme-das-problem-der-anonymen-kindesabgabe.pdf>)
 - B. „Zusammenfassung der Studie“, in: Joelle Coutinho, Claudia Krell: *Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland: Fallzahlen, Angebote, Kontexte*. München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 10-21.
(http://www.dji.de/fileadmin/user_upload/Projekt_Babyklappen/Berichte/Abschlussbericht_Anonyme_Geburt_und_Babyklappen.pdf)
 - C. „Bedeutung der Befunde für Präventionsperspektiven“, in: Theresia Höynck, Ulrike Zähringer, Mira Behnsen: *Neonatizid: Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland - Fallzahlen, Angebote, Kontexte“*, München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 62-63.
(http://www.dji.de/fileadmin/user_upload/Projekt_Babyklappen/Berichte/Expertise_Neonatizid.pdf)
 - D. „Parallelen und Unterschiede zwischen der anonymen Geburt und der Spendersamenzeugung“, in: Petra Thorn: *Donogene Insemination - psychologische und juristische Dimensionen:*

Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland - Fallzahlen, Angebote, Kontexte“, München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 37-43.
(http://www.dji.de/fileadmin/user_upload/Projekt_Babyklappen/Berichte/Expertise_Donogene_Insemination_Thorn.pdf)

E. „Fazit“, in: Joelle Coutinho, Claudia Krell: *Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland: Fallzahlen, Angebote, Kontexte*. München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 288-297.
(http://www.dji.de/fileadmin/user_upload/Projekt_Babyklappen/Berichte/Abschlussbericht_Anonyme_Geburt_und_Babyklappen.pdf)

F. „Problem und Ziel“, „Lösung“, „Begründung - Allgemeiner Teil“, in: BR-Drucksache 214/13 vom 22.03.2013: Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt, 1-2, 11-15.
(http://www.bundesanzeiger-verlag.de/fileadmin/Betrifft-Recht/Dokumente/edruksachen/pdf/0214_13.pdf)

- A にあたっては、ドイツ倫理審議会事務局の承諾を得ている（2011年3月28日付）が、ドイツ倫理審議会が正式に認可した翻訳ではなく、翻訳の責任はすべて翻訳者にある。原書の著作権はドイツ倫理審議会にある。なお、本翻訳は、『文学部論叢』第103号（2012年）、117-132に初出し、科学研究費補助金・若手研究（B）の研究課題「ドイツにおける赤ちゃんポスト及び匿名出産制度に対するキリスト教の立場に関する研究」（課題番号22720028、研究代表者：トビアス・バウアー）の成果の一部である。
- B、C、D、E にあたっては、ドイツ青少年研究所の承諾を得ている（2013年2月6日付）が、ドイツ青少年研究所が正式に認可した翻訳ではなく、翻訳の責任はすべて翻訳者にある。原書の著作権は下記の通りである。

© 2011 Deutsches Jugendinstitut e.V.

Internet: <http://www.dji.de>

Nockherstraße 2, 81541 München

Telefon: +49 (0)89 62306-0

Fax: +49 (0)89 62306-162

- 法律用語の翻訳にあたり、床谷文雄氏および良永彌太郎氏に多大なるご協力を頂いた。ここに記して謝意を表したい。

凡例

- 原注は脚注とし、その番号は原文のものを反映させた。
- 訳者による補足は文中の [] で示すか、あるいは*により脚注で表した。
- テキスト中に引用されている文献等の情報は、各章の後の〔文献〕にまとめた。

A

匿名による子供の委託に関するドイツ倫理審議会の 見解 (2009年)

„Ethische Bewertung“, „Empfehlungen“, „Ergänzendes Votum zu den Empfehlungen des Ethikrates“, „Sondervotum“, in: Deutscher Ethikrat (Hrsg.): *Das Problem der anonymen Kindesabgabe: Stellungnahme*. Berlin: Deutscher Ethikrat 2009, 71-99.

トビアス・パウアー訳

V I I I 倫理的評価

V I I I . 1 序論

匿名による子供の委託 (anonyme Kindesabgabe) のさまざまな形態を倫理的に評価するに当たっては、いくつかの問題に分けて考える必要があるが、それは大別して次の三つの相異なるレベルに分けられる。まず第一の根本的なレベルにおいて肝要なことは、自らの生物学的出自について知ることの意義、出自家族との社会的結び付き、そして子供に対する親としての責任である。それに次いで問題となるのは、種々の善および権利を比較考量するレベルにおいて、子供たちには、自らの生物学上の血統を知ることや、血のつながった両親と接触するのを永続的に阻むこと、および、子供の委託に関与していない片方の親には、子供との接触の機会を奪い取ることが倫理的に是認され得るものかどうか、これを是とする場合、いかなる状況のもとでそれが許されるのかということである。最後に、国家の責任のレベルにおいて問題となるのは、ごく少数の人々のために想定されている援助に直面して、国家がどの程度まで、社会による家族観とか、個々の家族構成員の請求権や義務に対して影響を及ぼし得る可能性を伴った、根本的な規制を課すべきであるかということになる。また、一とりわけ、乱用される可能性を考えれば—このような規制を課することに伴い、悲惨な例外的な事例が国家によって正当と認められた行動様式と化してしまうという意識を促しかねない側面が内包されていることも考慮すべきである。さらに考慮されねばならないのは、匿名による子供の委託によっては当座の気休めになるのがせいぜいだと思われる母親の異常な心理社会的苦境を防止するために、国家はどのような一層包括的な責任を担っているのかということである。

匿名による子供の委託の倫理的評価の一部となるのが、経験上の知、および無知の取り扱いである。匿名による子供の委託の諸形態を倫理的に評価するに当たっては、先ず第一に、社会的および心理社会的事実関係、経

験上のデータと情報が収集され、しかる後に評価が行われることが前提となる。これはとりわけ、匿名による子供の委託の諸形態が、これによって追求される倫理的にすぐれた目的、即ち、新生児が殺害されるとか、遺棄されて危険にさらされることを阻止するのに実際に適したものであるかどうかという問題にとって肝要なことである。しかるに、これはまた、自らの出自を知らないことから生ずる不都合な精神的影響を検証するに当たっても重要である。

匿名による子供の委託の諸制度の利用に関するこれまでの経験上のデータ、および自らの子供を殺害または遺棄した女性たちに関する犯罪学的・科学的な知見では、この間10年にわたる経験からして、この諸制度の有効性を確認するに至っていない。逆に、こうしたデータとか知見から容易に考えられるのは、自らの新生児を殺害あるいは遺棄する危険のある女性たちは、これらの諸制度を利用しないということである。それどころか、こうした諸制度は、もし匿名による委託という可能性が開かれていなかったとすれば、苦境を打開するための合法的な諸サービスを利用できる状況に置かれたであろうと思われる女性たち、両親、家族たちにも利用されているのである。利用可能な情報がこのことを「証明」しているが、それは匿名による子供の委託の諸制度の有効性に対する希望をことごとく排除するような類いのものでないのは無論である。それゆえ、意図した意味でのこれらの諸制度の有効性がともかくも成り立ち得るところから出発してよいと考える人々もいるのである。倫理的評価にとって特別の難問となるのは、経験上の知識の不足に止まらず、経験上の（無）知と規範的考慮との間の論証関係である。

捨て子や養子の場合に、出自を知らないことによってもたらされる精神的な被害とかおもわしくない結果については、十分な裏付けのある広汎な知識が存在することには異論の余地がない。

V I I I . 2 基本的な倫理的考察

V I I I . 2 . 1 人間にとっての人格的アイデンティティの意義

アイデンティティの伸長は、今日では、生涯にわたる一つの発達過程と解されている。その基盤となるのが乳児の自我感覚であるが、これはすでに出生前の感覚および経験を通して刻印されているものである。それ以後の自我の伸展と、それに伴うアイデンティティの形成は、出生後の社会的経験を通して刻印される。どんな子供でも、誕生の瞬間からアイデンティティ感覚を持っており、それが目によるコンタクトを通しての相互交流に積極的に関わり合ったり、身振り手振りはもとより、言語習得以前のコミュニケーション手段を駆使することによってさらに伸ばされていくのである。発達心理学は、かつては、順調なアイデンティティの発達のための

前提として、母親と子供との間の不可欠の共生関係、および信ずるに足る帰属性という意味での基本的信頼（Urvertrauen）について論じてきたが、今日では、母親が子供を理解し、向き合い、目前の欲求を満たしてやりながらも、子供をすでに自立した人格として存立させる場としての順調ないま現在の瞬間（now moments）が出発点となっている。子供の発達に関する研究の全体においては、アイデンティティの基盤としての自我は、揺るぎがなく、受容してくれ、信頼できる関係と関わり合いを通じてのみ形成されていくものであり、それが当初は第一愛着対象者（primäre Bezugsperson）へ、後には他の人物へ向けられていくというのは自明のこととなっている。

人格的アイデンティティを伸長させるためには、人間は全生涯にわたる発達、他者との関わり合い、自らの社会的経験の消化を必要とする。人間は自らの前途と過去の経歴を知らなければならない。人間には前途への期待が必要であり、自分の経験してきた過去の少なくとも一部に対する思い出が欠かせない。その際、自分自身の経験に対する思い出が、その周辺の出来事と結び付いているというだけでは十分でない。時間についての意識の中で、自らの無常性についても自覚している人間は誰でも、自分固有の歴史にとっての始発点を必要とする。まさにその点、即ち、自分の誕生の日とか、自分の血統に関わる諸状況のもつ特殊性の中にこそ、個人の生涯に関するデータの価値は存するのである。自分の母親および父親が何者であるか分らない人は、自分の生存の始まり、自分が手放された事情について不確かなままである。そういう人が、アイデンティティとか自信を十分に発達させるのははるかに困難になる。こういう背景を踏まえて、今日では、血のつながった両親を可能な限り一緒に取り込むことが、里親家族における子供たちの教育の基準に欠かせないものとなっている。

同じ共同体で生きている個人個人が自己展開できることを尊重する社会は、めいめいが自覚と自立心を備えた人格へと成長していくことができるための前提となる環境を整えてやらなければならない。こうした要請は、その自己理解において、人間の尊厳の保護に責任を持つ国家において、さらに高くなる。それゆえ、そのような国家にとっては、人々が自らの出自を知らぬままでいるという危険にさらされることのないように保証してやるのが、基本的な倫理的原則であると同時に、法政策上の核心的な義務と見なされなければならない。

VIII. 2. 2 危機にさらされたアイデンティティ

発達心理学および人間学的考察の結果から明らかになるのは、出産を匿名で行えるサービスを制度的に提供すること、および、匿名を保証して新生児の預け入れ場所を設置するのは、新たに生まれ出た人間の基本的な権利を侵害するということである。子供にとっては、両親が匿名という隠れ

囊の中に逃げ込むことによって、重大な不利益がもたらされることになる。しかも、他ならぬこの損害こそが、匿名性という些細なものと見せる概念によって呼称されることになるのである。

両親が後から名乗り出れば別だが、子供にとっては、匿名性によって実の両親も失われてしまうのである。実の父親ないし実の母親が永続的に匿名の陰に身を隠してしまえば、後に残された子供たちはその生涯にわたって不利益を蒙ってしまう。発展の可能性に対するこのような決定的な阻害—それが単に法的な保護空間の供与によるものであっても—を促進するというのであれば、その社会はそれだけの説得力のある根拠を持たねばならない。しかしながら—母子の肉体と生命の直接的保護という緊急行為権を除けば—そのような根拠は存在しない。

人間とは同じ人間との親密な交り合いを頼りにしているものである。子供が自信を備えた個としての人間へと発展していくことについては、本質的には、安心感のある共同生活、支えを与えてくれる信頼できる関係はもとより、自主性と独立性を可能にしてくれる環境に頼らざるを得ないが、これは大半の場合、実の両親との一義的な結びつきによって、最善の形で保障されるはずのものである。この点では、自然の理は特に明確な形で社会的なつながりにまで及んでいる。つまり、子供をつくった両親、とりわけ、その子を臨月まで宿していた母親は、一個の人間に心を配る第一の社会的存在となる。

仮に、一人の人間の面倒を家族ぐるみで見ようとする努力を怠ったり、その養育や教育を放棄して、その子を死なせたり、重度の身体障害を招かせないようにしようと思えば、それ相当の代替措置が講ぜられねばならない。実の両親の代理をしようという努力によって、当該の子供たちにとって幸せで有益な環境をもたらすことはできるが、しかし、だからといって、出自の問題を等閑に付すことはできない。逆に、こうした努力は、実の両親のことで、ならびにかつて子供を手放したことについての情報をオープンに取り扱うことと緊密に連動したものでなければならない。

子供に対する両親の情緒的な結びつき、並びに母親や父親に対する子供たちの情緒的なつながりは、人間の感情生活の中に存在する最も強力な結びつきの一つである。したがって、一個の人間の出自が匿名化することによって帳消しにされるのは道義的責務だけではなく、遺棄された子供たちからはこの情緒的環境も奪い取られてしまうことになるのである。彼らが幸運に恵まれれば、愛情豊かな里親や養父母のもとですくすくと成長して、実の子供のように情緒的に結びついていると感じるようになる。

養子縁組は人間の文明の貴重で有益な一つの制度である。しかし、いかなる社会でも最初から、それが必要とされるようなことを目論むべきではないであろう。とはいえ、女性たちが自分の妊娠を受け入れた上で、里親に委ねようと決断するに至るのであれば、その意向は尊重されるべきであ

ろう。

VIII. 2.3 親の責任

自分の子供を受け入れ、自分がその子の親であると公言することは、親としての第一の責務である。それに呼応するのが、国家が保護すべき子供の基本的権利である。

自由主義国家は、相異なる社会的行動様式に対する幅広い理解が特徴となっている。しかし、だからといって、寛容さを尊重する挙句に、国家が倫理的原理を断念するようなことがあってはならない。さもないと、国家はもはや、その支援提供の拠り所となっている人間性 (Humanität) という、自らの存立基盤を主張できなくなるという危険に陥ってしまうことになる。

匿名出産の制度とか、制度化された赤ちゃんポストは、匿名という隠れ蓑に逃げ込む両親による権利侵害を助長し、こうしたものは、一度利用されると、繰り返しや模倣を誘発することになりかねず、それは、一見正常と思われる行動の選択を提供することによって、基本的に望ましくないシグナルを与えてしまう。

したがって、匿名による子供の委託の諸形態を倫理的に評価するに当たっては、あくまでも、親としての責任の強化こそが主導的な倫理的原則であることが忘れられてはならない。それゆえ、社会は直接的にも間接的にも、親の責任を免責してやるように唆すことは控えるべきであろう。二人の間に生まれた子供に対する責任を引き受け、その子に愛情と安全と保護を傾注するという、親としての道義的義務と表裏一体となるのが、子供の側から言えば、親による養育および教育を求める権利である。実の両親がこの責務を果せない場合に限っては、自らは匿名の中に逃げ込まず、養子縁組に委ねることによって、他の家族関係の中でのその子の成長を可能にしてやるのは、責任感に基づく行動として認められ得る。

VIII. 2.4 生命の保護

生命は人間存在の根本的な条件である。もし生命がなくなれば、人間に関わることで存在するようなものは何もなくなってしまう。こういう認識に基づいて、人間は、特に生命が差し迫った危機にさらされているところでは、これを維持するのに心を砕くべきだとする責務を導き出してくる。

さらには、人間の生命とは、人間が自分自身および世界との関わりで価値があり意義があると認めるすべてのこと的前提なのである。かくして人間は、そもそも自分にとって何か重要なものがあれば、それを尊重するための根拠を確かなものにせざるを得ないのである。

このことが、個人に対しても共同体に対しても、生命を脅かす危機に瀕している人々を助けることを要求するのである。それは、分娩前の女性た

ちに対しても当てはまる。もし彼女たちに援助の手が差し伸べられなければ、それは彼女たちの死を意味することになりかねず、生まれてくる子供の生命も、差し迫った危機に陥りかねない。かくして、倫理的観点からは、苦境に陥った妊婦を援助すべき命法が生じてくる。それは、その女性が仮に氏名を明かそうとしない場合でも、援助の手が差し伸べられるべきだと要求する。この倫理的義務には、出産が無事終わった後の事態を単に匿名のまま放置しておくことは含まれない。子供の利害の面からは、医師や介助者は生命の危機を脱した女性に対して、少なくとも子供の出自を知るために不可欠のデータを知らせるように説得する道義的責任がある。

赤ちゃんポストの場合は、事情が異なる。ここでは、母子は出産を乗り越えていて、両者とも直接的な生命の危機は脱しており、匿名という不利益を甘受しながら、緊急避難的に生命の救助を求めようという誘因は存しない。唯一存在するのは、母親がその子供を、発見が手遅れになったり、まるきり発見されそうにない場所に置き去りにするとか、赤ちゃんポストが利用できず、母親がその子供を殺害してしまうことによって、子供の生命が危機にさらされかねないという推定だけである。

妊婦が分娩直前に医療的援助を必要とするのか、あるいはまた、出産後も（その後も引き続き、場合によってはさらに深刻な）社会的苦境にあるのかどうかでは違いがある。前者の場合は、すでに法的根拠に基づいて、援助が提供されるべきだが、後者の場合は、その女性にも同様に援助が必要な深刻な社会的苦境が生じ得る。しかし、子供の権利の重大な侵害に通じる支援の提供によって、この女性の苦境を救うことがあってはならない。それよりもむしろ、通常まだ弱っている女性に対しては、新生児の幸福のためにも役立つような、相談および支援の制度が存しなければならない。これによって、極端な場合—例えば突発的行動によって一生じる子供の生命の危機も予防されることになるだろう。

このような危機は、原理的には排除し切れない。しかし、子供を他人の保護に委ねようという動機から見れば、匿名による委託の可能性が存しない場合には、その子供を殺害もしくは遺棄する気になってしまうことにはならないだろうと推測できる。

V I I I . 2 . 5 それ以外の危機

倫理的な比較考量の枠内においては、とりわけ、匿名による子供の委託の可能性によって惹き起される特別な危険のことも考慮されるべきである。母親の意に反してでも、母親以外の人物が子供を赤ちゃんポストに預け入れることだって可能だという一つの問題点が見て取れる。多難なパートナー関係を営んでいるとか、パートナーの圧迫を受けている女性たちは、必ずしも自分の子供を取り戻そうと要求できる立場にいるとは限らないだろう。

さらには、性的暴行とか凌辱によって子供が出来た場合、赤ちゃんポストは犯罪行為の隠蔽に利することになる。匿名による子供の委託の複数の提供者の報ずるところによると、何人かの女性たちは、匿名で委託した理由として、その子が暴行によって出来たものであると証言している。これらのケースが告発されるまでには至らなかったのは明らかであり、暴行の事実は、女性の身元秘匿と、匿名による子供の委託を正当化する理由として持ち出されるのである。しかしながら、性的な自己決定権に対する犯罪行為を隠蔽することは、常に犯行者を利するのみで、結局は女性の利益とはなり得ない。これらの事例で、匿名による子供の委託の提供者が国家による協力を忌避し、検察の関与を排除することは、殊の外深刻な影響を及ぼすことになる。ベルリンでは、青少年局の追跡調査によって、匿名のまま委託された子供の内の一人が、その出身家族内における性的暴力の結果生まれたものであることが突き止められたという事例もあったのである。¹⁶⁴

障害児の預け入れもまた特殊な問題を浮き彫りにする。赤ちゃんポストは、重度の障害児と手を切り、これに並行して生じてくる財政的、個人的負担からいともあっさり逃げ出すことを可能にする。現に、生後数カ月になる重度の障害児たちが預け入れられたこともある。さらに言えば、こういう子供たちには里親が見つかるとは限らず、そうなると、彼らは匿名による委託のせいで、親なしの国家の孤児となり果てる。

幼児売買の危険は、たとえ匿名による子供の委託に従事する人たちにそのような意図があることを想定すべきでないとしても、保障すべき確率を以って一掃できるようなものではない。¹⁶⁵ この点でも、特に大きな問題となってくるのが、匿名による子供の委託の諸形態を正当化する法的根拠の欠如、従事者がしばしば見せる国家の協力に対する忌避、検察の関与の排除、そして国家による監督（基本法第6条第2項）の空回りである。法的手段を駆使して、疑惑のある場合に事実関係を究明し、例えばDNA鑑定を使って母親の身元を特定し、子供の幸福にとって必要であるとか、幼児売買の疑惑を予防するのに不可欠だと思われる場合に、母親または両親への子供の引渡しを拒絶することが出来るのは、青少年局、警察および捜査当局だけである。

バーデンヴェルテンベルク州およびバイエルン州の法案では、幼児売買を排除するために、匿名出産は公共の病院においてのみ許されると規定しようとしたが、しかし、これとても確かな防止策とは言えないであろう。というのも、子供の無保護状態は匿名性と子供の「非存在」に根ざすものであり、これは公共の病院における分娩の際にも生じるものだからである。

¹⁶⁴ Herpich-Behrens 2008, 20頁を参照のこと。

¹⁶⁵ その点に関しては、以下の資料を参照のこと。Wacker 2007, 83頁及び92頁～94頁; Swientek 2007c, 220頁; Wiesner-Berg 2009, 511頁。

養子縁組に供される乳幼児への需要が供給を飛躍的に上回り、養子縁組を欲する方の人々は、(ハーグ条約に違反し、違法の、高額の金銭負担を伴う外国養子縁組の大多数が示している通り) 養子を手に入れるために高額の財政的出費もいとわないという事実も、匿名による子供の委託を評価するに際して、幼児売買のリスクがゆるがせにされてはならないことを裏付ける。幼児売買に当たっては、自分の力で自らを守ることが出来ない幼児こそ、唯一の犠牲者なのである。他には、利益を得ようとする人々ばかりであり、他ならぬこのことが、この犯罪行為を極めて発見され難しくしてしまう。

V I I I . 3 倫理的比較考量

匿名による子供の委託の諸形態は、社会的な、しかも死活に関わるほどの苦境にいて、自力ではそこからの逃げ道を見い出せないでいる女性たちを、子供の生命を脅かす行為から守ろうとする一つの試みを示すものである。これらの試みに内在する解決不能の倫理上の問題点とは、匿名による子供の委託の諸制度のようなものがなければ、自らの苦境にも関わらず子供の側に立ったかもしれないような両親、母親、あるいはその近親者たちに、こういう諸制度を実際に利用しようという気を起させかねないという点にある。

赤ちゃんポストや匿名または内密の出産を倫理的に評価するに当たっての困難さは、具体的な事例の場合に、仮にこの制度がなかった場合に、選ばれた選択肢は何だったかということが、最終的な確信をもって突き止められ得ないという点に存する。仮に両親または母親が、自らに何らの不利益を蒙ることなしに子供から解放される道がなかった場合に、彼らがその子供を受け入れることを決心できたとしたら、匿名による子供の委託の可能性が開かれていることについて何も知らずにいた方がよかつたであろう。それとは逆に、彼らが絶望、過大な要求、寄る辺なさから、匿名による子供の委託の諸制度が存在しないが故に、子供を他の場所に必要なものを与えることなしに遺棄したとするなら、(匿名による子供の委託の諸制度を利用して) 充実した医療介護の手に委ねた方が、最悪の事態だけは回避されることになっただろう。但し、そうなったとすれば、当然ながらその子は、実の親のことを知らぬまま成長していく他なくなることはないはずである。

上述した葛藤状態においては、匿名による諸制度を評価するに当たって考慮されるべき、少なくとも三つの目標設定がぶつかり合う。

第一の目標は、そのままでは生命と健康が脅かされかねない子供たちが生きながらえる手立てを講じてやり、必要な医療的当てが受けられるようにしてやることである。

第二の目標は、極度の苦境にある女性たちに救いの手を差し伸べること

である。このような死活に関わるほどの緊急事態は、女性にその妊娠を周囲の家族や社会に対して何としてでも秘密にしておく方が得策であると思わせるような、文化的に制約された、有無を言わせぬ状況によって一層先鋭化される。

第三の目標設定は、両親の責任感を強めること、それが出来なければ、最低でもその責任感をなお一層弱めかねないような直接、間接の刺激を与えないことに向けられる。両親には、二人で生んだ子供に対する責任を引き受け、その子に慈しみと安全と庇護を与える道義的責務があり、子供にはその家族との結び付きを求め、自己の出自を知る権利がある。

しかし、新生児を殺害または遺棄する女性たちの精神力動的背景に関する近年の知見から、そもそも匿名による子供の委託の諸制度がこれらの女性たちに受け入れられるのかどうか、これによって子供たちが救われるのかどうかという点について、著しい疑問が浮上してきた。さらには、もし匿名による子供の委託の可能性が存在しなかったとすれば、母親が子供を殺害してしまっただろうと推定させるに足る事例は、これまでのところ一件も知られていない。他方また、匿名のまま委託された子供たちのうちで、それでなければ殺害または遺棄されてしまっただろうと思われる子供は一人もないと、最終的な確信を以って断言するわけにもいかない。この問題を究極の個々の事例に至るまで立ち入って、経験論的に解明するのは、方法論的理由だけからしてもとても可能とは思えない。比較考量に際して、生命と健康の保護にどの程度の重きを置くかは、本質的には、実際の子供たちの救出にどの程度の蓋然性を置くかに掛っている。しかしながら、たった一人の子供が救出される可能性が否定できない以上、それは匿名による子供の委託によって侵害される他のすべての子供、母親、父親たちの諸善よりも重いとする立場も存在する。

こういう背景を前提にして、倫理的に異なる議論が展開される。

論証A：匿名による子供の委託の諸制度を維持することに対する反論

生命の維持という倫理的原則からして、匿名による子供の委託の諸制度は、結果的に正当化されない。それは、実務と科学の認識を分析することによって実態が明らかになっているように、この諸制度を利用することによって多数の事例において可能となった、子供たちの出自の匿名化による法益の侵害と人格的侵犯（人格的かつ社会的アイデンティティの諸問題）は明確に論証されるが、一方、新生児の遺棄および殺害の回避は否定されたものと見なされざるを得ない。匿名による子供の委託の諸制度は、たった一人の子供の生命が救われたというだけですでに正当化されているという論拠は、その諸制度がその他の点では本質的な法益の侵害とは結びついていないという場合にのみ、説得力を持つに至るであろう。匿名化によ

る侵害が当該の子供、父親、そして場合によっては母親にとって深刻なものであればあるほど、それによって一層重大な侵害が防がれる確率も大きくならざるを得ない。仮に諸制度が存在していなかった場合に、単なる思弁に基づいて生きる権利の危機を自明の仮定とするならば、人格権を犠牲にしてまで、一人の子供の生きる権利と人格権を倫理的に比較考量するなどということは、起り得るはずもない。この場合には、当該の子供、父親、そして場合によっては母親の人格権が、赤ちゃんポストや出自の匿名化によって、事実として紛れもなく侵害されるという重みがひとときわ深刻になってくる。

その諸制度がしばしば倫理的に正当化されたものと見なされるのは、それが最後の手段 (Ultima Ratio) と見られるからである。その最後の手段は、倫理的には、もはや善き行為は問題になり得ず、わずかに、一層悪い事態を避けるためには、一つの悪（ここでは子供の匿名化）を甘受する道しか残されていない葛藤状態における解決策として容認される。このような最後の手段の論拠は、他の解決策の可能性が残されていない、深刻な葛藤状況に限って妥当なものとなり得る。しかし、匿名による子供の委託がこの事例に当てはまるか否かは、確言の限りではない。匿名による利用者のみが、利用の動機と理由を決定し、その理由がどんなものであれ、この制度を利用することができる。それどころか、その利用者は、赤ちゃんポストに預けると、自分が発見されることを防ぐための工夫と技術の粋をつくした設備によって手厚く保護される。こうした方法の主役は、倫理的に行動したいと思っている提供者ではなく、利用者の方なのである。局外者はその行動を検証することも評価することも出来ない。匿名出産の制度の場合も、これと対比できるような問題が生じる。その女性が匿名であるために、極端な緊急事態の存在を実際に検証するのは不可能となる。

以上の考量からすれば、問題になっている施設を今後とも存続させる余地は倫理的にも存在しない、という結論になる。

論証B：匿名による子供の委託の諸制度の維持の擁護

これとは別の倫理的考察法は、匿名による子供の委託の制度がなければ、両親または母親が実際にどのような行動に出たか、具体的な事例においては誰も分らない、というところから出発する。統計的な調査結果を一般化して類推することから見えてくるのは、せいぜいのところ、ある程度まで根拠に基づく確率論的言明に過ぎないが、これにしたところで、具体的な事例において、匿名による子供の委託に代わる選択肢としてどんなものがあったらどうかという知見の不備を補うには至らない。それゆえ、倫理的評価は、確実な予測的基盤のない葛藤状況における比較考量という形を取ることになる。このような葛藤状況における責任のある行動は、複数の目標設定の中から選択しなければならぬが、その中には往々にして、脅か

された善を何一つ過度に制限せずに済むような、満足すべき妥協策が見い出されないことがある。それにも関わらず、疑わしい場合には、脅かされた善および権利のうちどれが他より優先されるに値するか吟味することによって、倫理的な妥協が図られなければならない。

この意味で、赤ちゃんポストと匿名出産の提供者たちは、子供の生命と健康に対する危機を避けられるような援助および救出の試みを図る。その際、提供者たちが、遺棄とか極端な怠慢によって脅かされた子供たちの生命と健康を守る義務は、個々の事例にとっての具体的な危機が確認されてから初めて生じるものではない、という立場から出発しているのは至当なことである。道義的にはむしろ、特殊な条件の下でその危機の可能性が生じる場合、即ち、具体的な危機的状況の中で子供の生命、健康に対する現実的な脅威が排除され得ない場合には、すかさず保護の手が差し伸べられるべきである。この見解に従えば、決断を下さなければならない予測的基盤が不確かであることが、脅威にさらされた諸善——一面では子供の生命と健康、他方では子供の生物学的出自を知ること——のうち、生命という根本的な善の方に優先権が与えられるという結論につながっていく。

赤ちゃんポストと匿名出産の諸制度を、上に指摘した目的と善の葛藤が両者の行動選択肢の中でどのように扱われているかを顧慮して比較してみると、道義的な点で重大な相違のあることが明らかになる。この制度は両方とも直接、苦境にあるカップルまたは女性たちに向けられていて、彼らに苦境から脱する道を指し示そうとしている。しかしながら同時に、匿名出産の場合においては、この逃げ道によって相談を受ける状況を生み出し、母親との信頼できる関係を構築する機会が得られる。これによって少なくとも、自分の周囲に対して匿名を通したいと思っている女性が、最終的には子供に対する匿名はあきらめることに同意するチャンスが生まれてくる。それゆえ、母子のための信頼のおける医療介助の下での匿名出産の制度は、倫理的な観点からすれば、赤ちゃんポストへの預け入れとは異なるものと評価されるべきである。子供が後になって自分に関するデータを入手することができ、両親と接触するチャンスを持てるようにするために、その女性が相談のやりとりの中で自分の名前を残しておくことによって、自分の出自を知るという子供の権利を顧慮しようという試みには、一層豊かな展望が開かれるであろう。

V I I I . 4 国家の責任について

ここ 10 年前から見られるようになり、定着した観のある匿名による子供の委託の実践という現実を目の当たりにすると、以上の倫理的熟慮という背景を考えれば、匿名による子供の委託という組織的な諸制度、とりわけ、赤ちゃんポストの撤退は、国家にとってきわめて複雑な課題となる。これ以上の黙認または合法化は、種々のメディアにおける広告に至るほど

に拡大する一方の諸制度を直視するにつけても、国家の子供に対する責務を視野に入れると、多くの問題を含んでいる。そうかといって、中間的な選択肢も提示しないまま、匿名による子供の委託の可能性を一方向的に廃止し、打ち切るだけでは不十分であり、政治的にも実行に移すことはほとんどできないであろう。

国家による諸々の措置の目的は、葛藤が多く、重荷を負っていると感じられる状況の中にいる女性たちや家族に、助言や救助を届けることでなければならない。そのためには、既存のサービス提供が広く知られ、かつ受け入れられることが必要である。しかし、経験の示すところでは、社会的、精神的苦境の中にある女性たちが、出産の直前、直後に時たま、すでに存在している合法的な相談および救援制度への道を選ぶことはない。それというのも、彼女たちは—どう理由からであるにしろ—ともかく、国家による機関が介在していると、その現に存在している支援制度の内密性を疑っているからである。こういう状況におかれている多くの女性たちは、比較考量し、問題解決のための戦略を展開しようというような心境にはない、ということが出発点とならなければならないであろう。それどころか、彼女たちはむしろ不安、恐怖、荷が重すぎるといった感情に支配されている。こういう状況下では、これらの女性たちやカップルたちがせいぜいのところ受け入れる支援は、すでに存在している救援制度よりも接触が容易で、何らの義務も負わず、自分たちに関するデータの秘密が保持されるという感覚がこれまでよりはるかに強く与えられるようなものであろう。

国家がこれまで苦境に陥っている妊婦や母親たち、およびその子供に対する保護義務を果たすのに十分でなかったと断じることはできないが、しかし、国家が、どんな母親でも共同体の保護と扶助を要求する権利を持つと定められた基本法第6条第4項による保護義務の遂行に当たって、追加的な支援を提供することが阻まれていないのも事実である。

しかし無論、接触しやすい相談および援助制度を定着させる事によって、女性やカップルの子供に対する義務をある点で軽減してやり、自らの監督および保護義務の幾つかを—一時的に過ぎないとはいえ—保留している国家は、緊急措置と考えられていたそのような行動様式が、次第次第に正常なものとなされるようになった事態の展開という危険を冒しているのである。その危険には、相談や援助の形態を具体的に整備すると同時に、それに付随するふさわしい措置を取ることによって立ち向かわれなければならないだろう。問題になっている権利および利害を比較考量するに当たっては、追加的な支援は、とりわけ、女性が陥っている葛藤状態は通常は時間的に非常に限定されているか、いずれにしても限定され得るものであり、その結果、その解決のためには、出自を知る子供の権利を長期的に、もしくは永続的に排除することは必要なものでもなく、釣り合いのとれたものでもない、というよりむしろ、第三者に対する絶対的な秘密保持を一

定期間に限って認めることで充分だという事実を考慮に入れねばならないだろう。このことは特に、その女性が自分の苦境を打開するために、専門知識をもつ相談窓口を通して指導、助言を受ける場合に当てはまる。

それゆえ一つの妥協案は、出産によって苦境状況に陥った女性が、自分の個人情報を一年間の期限付きで、自分が世話になっている相談窓口に限って、明らかにしなければならないことを可能にする点に存するだろう。女性が自分の子供を養子に出したいと思う場合に限っては、その個人情報を養子斡旋機関に提出することが許されるし、また、そうせざるを得ないだろう。それは、その女性が子供を養子に出す手順や結果に関して専門家に相談し、養子斡旋機関に寄せられた審査済みの里親希望者の中から選択し、その子を速やかに養子とする前の養護（Adoptionspflege）に委ねるという手順に関わり合うことができるようにするために不可欠なことだからである。養子とする前の養護を一年間とするような、養子縁組手続きの従来の効果的諸原則は、これによって保持されるべきだと思われるし、可能であるだろう。それにまた、養子斡旋機関はその個人情報を第三者に手渡すことは許されないだろう。逆に、守秘義務期間終了の前に、国家または私的な機関が、相談窓口とか養子斡旋機関に保管されている個人情報を取得することは排除されねばならないだろう。

この守秘義務期間は、母親が秘密保持を放棄するとか、子供を取り戻すとかした場合にも終了せざるを得ないだろう。子供を母親に返す前には、青少年局による査定が行われなければならないだろう。これは国家が担う子供の福祉を監督する義務を果たすようにするためである。国家の監督義務は、子供の誕生は生後1週間以内に一当時は匿名のままで一戸籍役場に届け出られ、守秘義務期間終了後は、出生登録に不可欠な個人情報が補充されることも必要とする。

子供との関わりにおける父親の諸権利は、一面では、父親の諸権利について母親を啓蒙する必要性、母親が父親の身元を明かすよう、および養子縁組手続きへの父親の関与が可能となるという目的での相談を通して顧慮されねばならないだろう。他方、裁判所は守秘義務期間終了後は、現行の法的規制に即して、養子縁組手続きにおける父親の関与の有り方について判定し、加えて、母子の保護のために、父親の同意を代行する可能性を保持しておくべきだろう。このような規制を活用することによって、父親の権利の保護が、従来のものであれば、母親の決断だけで左右されるようになり、そのことは父親の権利に関する国家の保護義務が基準に満たず、侵害される結果になりかねないという非難を避けられるだろう。裁判所は判定に当たって、場合によってはぶつかり合う母親、子供、および父親の権利と利害を比較考量しなければならないだろう。仮に、父親がこの考量に基づいて養子縁組手続きに取り込まれない場合でも、その個人情報は可能な限り養子縁組関係書類に記録されるべきであろう。それは子供が後に

父親に関しても出自を知る権利を使用することができるようにするためである。

I X 勧告

匿名による子供の委託の諸制度は、何よりもまず、新生児が殺害または遺棄されることを阻止するためのものであるべきである。しかし、これらは倫理的および法的に極めて大きな問題をはらんだものである。さらには、こういう諸制度についてのこれまでの経験からして、新生児を殺害または遺棄する危険のある女性たちとは、そもそもこういう諸制度によって助けられる見込みがないのは推測できる。

公的な児童・青少年援助機関および民間の機関、ならびに妊娠葛藤相談所 (Schwangerschaftskonfliktberatungsstellen) には、極度に深刻な状況にさえおかれている女性たちのために、有効な支援組織を網羅した広汎なサービス提供が準備されている。こういう所では、特に子供に対しては、その出自および血縁家族のことを不明のままにはしておかないことが保証されている。無論、これらの支援が利用されるとは限らない。

ドイツ倫理審議会は勧告する：

- (1) 現行の赤ちゃんポストと匿名出産のためのこれまでの制度は、廃止されるべきである。匿名による子供の委託の諸制度の終了は、可能な限り、政治的にそのことに責任を負う全員と当該施設との共同歩調で実施されるべきである。
- (2) これに付随して、民間の機関や、児童・青少年援助および緊急かつ葛藤状況にある妊婦や母親の支援をする国家機関による現行の合法的な支援についての公的な情報の提供は強化されるべきである。さらには、合法的な支援の利用に対する信頼を高めるための措置が講ぜられるべきである。教会および他の民間の機関と、国家の児童・青少年援助機関との信頼感に満ちた協力は、この点で特別な意義がある。次に挙げる目標と措置は重要である：
 - 苦境かつ葛藤状況における利用可能な支援について、匿名相談を受ける法的権利が存することが一層周知されねばならない。
 - 苦境している妊婦や母親のための合法的な支援提供 (例えば母子施設での宿泊や、子供のための養護施設の内密的仲介など) が昼夜を問わず気軽に利用できるよう、配慮されねばならない。これに該当するものとしては、例えば 24 時間電話相談とか、こうした情報提供および相談活動に特別に訓練された専門スタッフによるオンライン相談を設置することがある。こうした初動窓口に連絡をつけるための情報は、例えば診療所、公共交通機関、役所のような人の出入りの多いその他の公共の場、イ

- ンターネットなどで周知されるべきである。
- 相談や支援を提供する窓口は、利用する女性の具体的な問いかけに対応する権限が形式上与えられていないような場合でも、互いに協力し合って効果的で迅速な支援を仲介できるよう努めるべきである。
 - 妊婦、児童、青少年援助を担う民間および国家の機関には、青少年援助の計画策定（社会法典第 8 編第 80 条）と同様に、早い段階で協力し、サービス提供の調整に当たる責任を負わせるべきである。
 - 苦境における支援の可能性についての専門的相談、ならびに心理社会的な相談は、出産支援施設においても有効に利用可能にされるべきである。
 - 苦境かつ葛藤状況における支援が内密のうちに利用され得ること、そして、それらの支援が第三者による危難から身を守ることにつながり、かつまた子供の出産と養護施設への委託、あるいは養子に出すことは、社会情報の保護と養子縁組の守秘によって守られていることが、一層周知されねばならない。
 - 安定した家族の許での子供の成長を可能にするために、両親が自分の子供を養子に出そうとする決断は、責任感を自覚した行為として尊重されるべきである。このような決断を社会的に受容することは、促進されねばならない。
- (3) 母子の生命と健康を脅かす直接の身体的危険を伴う緊急事態においては、その緊急事態の続く限り、その場において援助活動を果たすことのできるすべての人々にとって、緊急権の是認が適用されるのは当然である。また、分娩の際に、一人の女性が自分の身元を明かさなない場合であっても、救助義務（刑法第 323c 条）に基づく医療介護が拒まれることは許されない。しかし、赤ちゃんポストの運営や、公的に普及した組織的な匿名出産の提供の場合のように、個人的に差し迫った緊急事態とは無関係の匿名による子供の委託の制度は、この緊急権や救助義務には含まれない。この点に関しては、緊急事態の解除後に、匿名性の維持を助成することも同様である。したがって、そのような制度は維持されるべきではないのである。
- (4) 匿名による子供の委託のいずれの事例においても、次の最小限の措置が講ぜられねばならない：
- a) 子供の委託のあらゆる状況の報告を含む青少年局への遅滞なき届け出。
 - b) 匿名による子供の委託の発生した施設とは無関係の中立的な後見人の任用。
 - c) 子供が預けられた施設とは組織的にも人事的にも関わりのな

い養子斡旋機関に限っての、匿名により委託された子供の養子縁組の斡旋。

- d) 青少年局を介する場合に限っての母親／両親への子供の返還。
- (5) 自分が母親であることを周囲の社会から隠すことが必要だと見なし
ていながら、自分の身元の秘密を遺漏なく保持してくれるだけの信
頼が置けないからという理由で、公共の機関との接触を忌避する妊
婦／母親は、相談と付き添いの枠内で、問題解決のための最大限可
能な内密を守るにふさわしい期間を保証すると同時に、一時的かつ
できるだけ短期間に限って、子供と父親の権利の侵害を出来るだけ
少なくするという制度によって救済されるべきである。この目的の
ためには、法律によって「一時的な匿名届を伴う内密の子供の委託」
(*vertrauliche Kindesabgabe mit vorübergehend anonymer Meldung*) が
可能とされるべきである。

立法化される法律には、次のような核心的要素が含まれるべきで
ある：

- a) 出産の前、中、後に、国家によって認定された相談所の庇護下
にある女性は、戸籍法第 18 条～第 20 条に従って届け出られる
べき個人情報、子供の出生後 1 年間は相談所だけに伝達され、
戸籍役場には通知されないよう、要求することができる。
- b) 相談所は、出生後 1 年間は、この情報を第三者に引き渡しては
ならない。その女性が子供を養子に出したいと思う場合に限り、
その情報は養子斡旋機関に引き渡されることが許され、かつ、
そうしなければならない。養子斡旋機関はその情報を第三者に
引き渡してはならない。守秘義務期間終了前に、国家または民
間の機関が、相談所または養子斡旋機関に保管されている情報
を取得することは排除されねばならない。母親が秘密保持を放
棄するとか、子供を取り戻した場合には、この守秘義務は終了
する。
- c) 相談所は、子供を期限通りに戸籍役場に当面は匿名のまま届け
出なければならない。
- d) 相談所は、把握されている母親と父親の個人情報を、守秘義務
期間の終了後は戸籍役場に事後報告しなければならないが、場
合によっては、個人情報の譲渡禁止の記載を望む母親の申請が
付せられる。
- e) 相談所は、妊婦／母親を啓発して、母子寮での宿泊、子供の一
時的な預け入れ、養子縁組の可能性、という母子が苦境状況を
乗り越えるための援助の可能性、ならびに父親の権利と義務、
子供が父親を知る権利について包括的に説明し、父親の名を明
かすよう働きかけなければならない。養子斡旋機関は、その相

談義務の枠内で、父親を養子縁組手続きに参入させるよう働きかけなければならない。

- f) 養子認定の決定は、守秘義務期間終了後、もしくは、裁判所が母親、場合によっては両親についての情報を知るに至った後に、初めて下されることができる。
- g) 現行の養子縁組法の規定の枠を超えて、父親の同意の取り付け、または父親とコンタクトを取ることが、その女性または子供に甚だしい不利益を生じさせる懸念がある場合は、裁判所には父親の同意を代替できる権限を与えるべきである。しかし、父親の個人情報、子供が実父を知る権利を保障するために、少なくとも養子縁組書類に記録すべきであろうが、但し、具体的な個々の事例において父親が不明の場合はこの限りではない。

倫理審議会の勧告についての補足意見

われわれは倫理審議会の多数意見による勧告に与するものであり、とりわけ、赤ちゃんポストと匿名出産の諸制度を断念するという勧告について賛同する。なぜなら、法治国家においては、すべての人間の基本的権利の保護に資するべく、国家によって樹立された法秩序が適用されるか否かについての決断が、匿名のままに留まろうと欲する人物に委ねられることは許されないからである。その生命と健康がいかなる時点でも脅かされていなかったにもかかわらず、匿名のまま委託された多数の子供たちの基本的権利の事実上の侵害はあまりに深刻なので、それは、生命の救出は個々のケースでは将来において可能であり得るだろうというような、単なる思惟による、いかなる経験的知見の裏付けもない仮説によっては取り返しのでないほどである。

しかしわれわれは、勧告第 5 項で提案されているような内密出産 (vertrauliche Geburt) の規定が、苦境状態にいる妊婦および母親たちに内密の避難場所を確保してやり、その中で専門家による助言と支援によってその苦境を克服できるようにするという目的を達するために、必須のものとは見なさない。この目的は今後とも、匿名出産の制度が導入される以前がそうであったように、目下存在している多数の合法的な相談および支援の可能性の助けを借りて追求され、実現されることができ、また、そうされるべきであろう。法に合致したこれらの制度にも、特に倫理審議会勧告第 2 項が顧慮されれば、利用しやすいアプローチの道が開かれている。倫理審議会における広汎な事情聴取や協議の後も、自分の子供を受け取ることができないとか、それを欲しない母親や両親には、養子縁組の秘密が厳守されるべき、法令に則った養子縁組の手続きを踏むことが過大な要求であることを説明するに足る、説得力のある論拠は見出されなかった。

それにもかかわらず、われわれは勧告第 5 項を匿名による諸制度に対す

る代案として支持するものである。なぜなら、匿名による諸制度についてのこれまでの議論が示す通り、当該施設の際立った特色や行動の可能性の拡大に寄与してきたこれらの制度を御破算にすることは、これらの制度が対象とした人々によって利用されず、現行の法令と整合性が取れない場合ですら、政治的にも甚だしく困難であるのは明白だからである。しかし、起こりうる内密出産のための法律を協議するに当たっては、女性とその子供を保護することに資するはずの法治国家の機関や要求に対する一匿名による子供の委託のための諸施設によって主張された一多数の女性たちの信頼感の欠如に対しては、立法者が実証済みの法的要求を後退ないし軟化させることによって対処すべきであるか否かの問題について、追求されるべきであろう。

匿名による子供の委託の諸制度を終結させようという勧告を実行に移すに当たっては、以下の点が顧慮されるべきであろう。即ち、事実上の廃止の時点までは、さらに多数の子供が匿名のまま委託され、それに伴って彼らには基本的権利を永続的に断念することや、場合によっては、アイデンティティや人格の発展にとっても深刻な結果を負わさせ、その一方では、政治的には諸制度の打ち切りがすでに図られているという事実である。

最後に、勧告を実行に移そうと決断するに当たっては、匿名で委託された子供たちが、成人してその出自にまつわる諸事情と向き合い、その際に、匿名による委託の諸制度の導入、および維持の法的、実態的背景を視野に入れるようになるだろうということを考えに入れておくべきだろう。その暁には、当事者は国家、政治、そしてその後もこれらの制度を継続している諸施設の責任の問題も追及することになるだろうということが予測される。

アクセル・W・バウアー、ウルリーケ・リーデル

少数意見

匿名による子供の委託のための現行の諸制度を即刻、もしくは段階的に終結させようとする勧告には、われわれは同調することが出来ない。赤ちゃんポストや匿名による子供の委託のための他の諸制度に従事する人たちの経験から、正規の支援提供では手の届かない、少なからぬ数の両親や女性たちが明らかに存在することが裏付けられているからである。仮に上の提案がこれらの支援提供についてのより効果的な啓発を前進させ、民間と国家の機関との協力の強化が実現されたとしても、少数の両親や女性たちが、自らの身元を明らかにせざるを得ないという恐怖から、相変わらずこれらの相談窓口へ駆け込む道を探ろうとはしないだろうということを予測しておかなければならない。こういう一群の両親と女性たちにとっては、匿名による子供の委託の諸制度は、その子供を必要なものを与えることなしに遺棄することと別の選択肢を示す最後の逃げ道となりかねない。

匿名による子供の委託に至る事例において、こういう諸制度がなければ、この委託された子供たちはどんな運命に見舞われたらどうかということについて、われわれは知る由もない。それゆえ、指摘された倫理的、法的懸念にも関わらず、これを許容することは今後とも容認され得るものと思われる。遺棄される脅威にさらされた子供たちの生命と健康が、極度の緊急事態においては、匿名による子供の委託の諸制度によって事実として救われることは排除できず、また委託された子供たちを里親家族へ斡旋すること自体が、問題行為というレッテルを張られるわけではないのだから、この可能性は、法的根拠はなくても、最後の手段（Ultima Ratio）として大目に見られてよい。それゆえわれわれには、既存の諸施設の活動の前提となっているものを法的に規制することには何らの必然性も認められない。しかもそのうえ、法による規制は、故意ではないにしろ、匿名による子供の委託の地位を引き上げることになりかねない。なぜなら、それは法治国家による是認と解され得り、それによって、実の両親による子供の受け入れに代わる選択肢として合法化するレベルに引き上げられるからである。当局は、幼児売買とかその他の乱用に対する具体的な疑惑が存する場合に限り、当該施設の閉鎖を指示すべきである。

アントン・ロージンガー、エックハート・ナーゲル、ペーター・ラトケ、
エーバハート・ショッケンホフ、エアウィーン・トイフェル、クリスティ
アーネ・ウェーバー＝ハッセマー

〔文献〕

- Herpich-Behrens, U. (2008): Die Auswirkungen der anonymen Angebote auf die Arbeit der Adoptionsvermittlungsstellen und die Erkenntnisse aus den aufgeklärten Fällen anonymer Kindesabgaben in Berlin. Öffentliche Anhörung des Deutschen Ethikrates zum Thema „Anonyme Geburt/Babyklappe“ am 23.10.2008 in Berlin. Online im Internet: http://www.ethikrat.org/der_files/Referat_Herpich-Behrens_Auswirkungen_der_anonymen_Angebote_auf_die_Arbeit_der_Adoptionsvermittlungsstellen_2008-10-23.pdf [5.5.2009].
- Swientek, C. (2007c): Ausgesetzt, verklappt, anonymisiert. Deutschlands neue Findelkinder. Burgdorf-Ehlershausen.
- Wacker, B. (2007): Warum terre des hommes Stellung bezieht. In: terre des hommes (Hg.): Babyklappe und anonyme Geburt – ohne Alternative? Osnabrück, 5-13.
- Wiesner-Berg, S. (2009): Anonyme Kindesabgabe in Deutschland und der Schweiz. Rechtsvergleichende Untersuchung von „Babyklappe“, „anonymer Geburt“ und „anonymer Übergabe“. Baden-Baden.

B

ドイツ青少年研究所の匿名出産及び赤ちゃんポストに関する調査 — 要約 (2011年)

„Zusammenfassung der Studie“, in: Joelle Coutinho, Claudia Krell: *Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland: Fallzahlen, Angebote, Kontexte*. München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 10-21.

トビアス・パウアー訳

調査 [結果] の要約

ドイツにおける匿名による子供の委託 (anonyme Kindesabgabe) の初の取り組みは1999年に設立された。引き続きその後数年にわたって、新生児の殺害や遺棄を防止し、困難な生活状況に置かれている妊婦や母親を支援することを目的として、赤ちゃんポスト (Babyklappe) および匿名出産 (anonyme Geburt) と匿名の引き渡し (anonyme Übergabe) の諸制度がさらに設立された。この匿名による子供の委託という三つの制度はそれぞれ異なる取り組みであり、それらが基づくコンセプトによって区別できる。例えば、匿名出産の制度においては、出産の際とその前後に母子の医療的な手当てが保証されている。赤ちゃんポストを利用する際には、預け入れる人と施設のスタッフの間に直接的なコンタクトは生じず、母親が子供を預け入れる前後に施設に連絡する場合に限って、医療的な手当てや相談が可能となる。匿名で引き渡す場合は、渡す人が施設と事前に電話で場所と時刻を取り決めて待ち合わせ、子供を直接引き渡す。

これまでは、[匿名による子供の委託の] 施設数とその利用状況について確かなデータがなかった。その上、そうした取り組みが導入されて以来、それらに対する倫理的および法的懸念が挙げられ続けている。本調査では、家族・高齢者・女性・青少年のための連邦省 (Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend (BMFSFJ)) の助成を受け、匿名による子供の委託の諸制度とその利用状況について全国調査を行った。

調査の構成

本プロジェクト「ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト — 件数・制度・コンテキスト」は、2009年7月から2011年10月の間に実施され、二部構成で成り立っている。第一部では、匿名による子供の委託の諸取り組みを提供する施設と全ての少年局 (Jugendamt) を対象とした書面アンケートが行われた。このアンケート調査の目的は、現存の匿名による子供の委託のさまざまな取り組み、協力体制、当該女性のための相談の取り組み

に関する状況を把握することであった。また、利用者および利用の件数についての情報も取得した。さらに、抽出した諸相をより詳細に調査するために、この書面による半構造化アンケート調査 (teilstandardisierte Befragung) に加え、少年局のスタッフと、〔匿名による子供の委託の〕諸取り組みを提供する施設のスタッフを対象とした専門家のインタビューも行った。第二部では、匿名による子供の委託の取り組みを利用した女性に焦点を合わせ、それらの女性に、インタビューガイド (Interviewleitfaden) をもって、匿名による子供の委託の取り組みを利用するに至った動機および妊娠中とその前後の生活状況について調査を行った。

研究水準に関する鑑定

本研究プロジェクトの枠内では、本研究の対象に深く結び付いている二つのテーマに関する調査を〔専門家〕に委託した。〔一つ目の〕嬰兒殺し (Neonaticide) に関する鑑定 [Höyneck et al. (2011)] は、行為者の生活状況と妊娠の抑圧についての知識を提供する。特に妊娠の抑圧に関しては、嬰兒殺しを犯した女性たちと、匿名出産制度もしくは赤ちゃんポストを利用した女性たちの行動との間にある共通点が目につく。ところが、共通点があるにもかかわらず、これらの女性の出産後の行動は異なっている。〔二つ目の〕非配偶者間人工授精 (donogene Insemination) に関する鑑定 [Thorn (2011)] は、非配偶者間人工授精によって生まれた子供の統一性のあるアイデンティティ形成に関して、生物学上の両親の情報が果たす役割についてのものである。この鑑定書は、生物学上の出自を知ることと、生物学上の両親に接触できること、また早い段階で子供を啓蒙することが、きわめて重要であるという結論に至っている。非配偶者間人工授精によって生まれた子供と匿名で生まれた子供の間には、多くの共通点が見られるにもかかわらず、匿名で生まれた子供については、出自を知る権利をめぐる議論が世間で行われているのに対して、精子提供によって生まれた子供をめぐってはそれがまだ行われていない。

少年局と諸取り組みを提供する施設への調査の標本数および回答率

2010年1月に、第一回の書面アンケート調査を少年局591カ所を対象に実施した。アンケートに協力したのはそのうち466の少年局で、回答率は78.8%であった。少年局を対象としたこの調査の目的は、匿名による子供の委託の諸取り組みの件数や、それらを提供する施設と少年局との協力体制、少年局に報告された匿名で委託された子供の数や、実の母親または両親が委託後に身元を明かして子供を取り戻す場合の手続きに関する情報を把握することであった。第二回の書面アンケート調査は、赤ちゃんポスト、匿名出産、匿名の引き渡しという諸取り組みを提供する施設を対象に

行った。この調査の目的は、匿名により委託された子供の数とともに、現存の協力体制や、母親のために提供している相談と支援の取り組み、また諸取り組みの手順と運営資金およびそれを提供する施設の広報活動についても解明することにあった。そのために、少年局に対する調査で得た情報および本プロジェクト内で行ったインターネット調査結果をもとに、まず、匿名による子供の委託の諸取り組みを提供する施設のデータベースを作成した。このようにして把握した全施設にアンケートを送付し、本調査への協力を依頼した。依頼した344の施設中、本調査に協力したのは272施設であった（回答率79,1%）。この調査の結果、60施設が赤ちゃんポスト、77施設が匿名出産、11施設が匿名の引き渡しを提供しているという回答を得た。*

〔匿名による子供の委託の〕諸取り組みの利用状況 — 提供する施設への調査

諸取り組みを提供する施設において、匿名で出産された、あるいは赤ちゃんポストに預け入れられた、または匿名で引き渡された全ての子供の数を調査した。これらのデータは、母親が後に身元を明かして子供を取り戻したか、あるいは養子に出したかどうかの有無と無関係に集められた。それにより、利用総数を把握することができた（2010年5月31日時点）。諸施設は、匿名で出産された、または赤ちゃんポストに預け入れられた、あるいは匿名で引き渡された、合わせて973人の子供について報告した。その総数の三分の二（652人の子供）は匿名で出産され、三分の一弱（278人の子供）は赤ちゃんポストに預け入れられ、残りの43人の子供は施設のスタッフに匿名で引き渡された。赤ちゃんポストに預け入れられた子供の21,6%、匿名出産制度で生まれた子供の23%については、提供する施設がその後の子供の動向（実の母親または両親が身元を明かしたのかどうか、子供を養子に出した、または子供を取り戻したのかどうか）については把握していなかった。つまり匿名で預けられている子供の五分の一以上については、〔諸取り組みを〕提供する施設において彼らの動向に関する情報が欠けている。提供する施設への調査結果によれば、匿名であり続けた子供の数は314人であった。その内訳は、赤ちゃんポストに預け入れられた子供の数が152人、匿名出産制度で生まれた子供の数が145人、匿名で引き渡された子供の数が17人であった。

* 本調査では、諸事業の数についての正確な数を得ることができなかったが、インターネット調査と少年局への調査の結果から、2009 年末までにドイツ全土に「赤ちゃんポスト」が 72～90 か所、「匿名出産制度」が 77～104 か所、「匿名での引き渡し制度」が 22～26 か所設置されたと推測できるという（133 ページ）。

件数に関する調査に際しては、該当する子供の数を正確に把握することが如何に困難であるかが明らかになった。その理由は、これらのデータが全国の機関で収集されておらず、いくつかのケースにおいては記録等がまったくとられていなかったり、または多くの施設においては不十分だったということにある。それに加えて、いくつかの少年局と〔匿名による子供の委託を〕提供する施設も、本調査の枠内でデータを提供することを拒否した。

赤ちゃんポストに預け入れられた子供の約50%は、その直後に直接養親家庭 (Adoptivfamilie) に斡旋される。匿名出産制度で生まれた子供の場合、その割合は約三分の一である。匿名出産制度で生まれた子供の大部分は、最初の数週間の中に、緊急里親家庭 (Bereitschaftspflegefamilie) に預けられて、その後、場合によっては養親家庭に移される。諸取り組みを提供する施設がその〔そうした手続きをとる〕理由に挙げるのは、それは短期間の緊急保護であるため、実の母親に、いつでも連絡をとることが可能であり、または、子供を取り戻すという選択肢がまだ残っていることを示す狙いがあるためだということである。というのも、諸取り組みを提供する施設によれば、預け入れられた子供を直接養親家庭に斡旋するならば、それは不可逆的であるか、もしくは最終的〔な措置〕であるかのような印象を母親に与えてしまい、母親がその後施設に連絡することを妨げ得るからであるという。受け入れた子供の多くが匿名であり続けたという経験を過去にしたことのある提供施設は、緊急里親家庭から養親家庭へ移される際に、子供が再び〔慣れ親しんだ家庭との〕関係の断絶を経験することを避けるために、より多くの場合、少年局と協力して子供を直接養親家庭に斡旋する。

養子縁組後見 — 少年局への調査

少年局への調査によって、〔提供施設に〕委託された後に、母親と父親の戸籍上の身元が不明のまま養子縁組の手続がとられた子供の数が確認できた。少年局への調査では、2000年から2009年末までに全国で匿名で生まれた子供、匿名で引き渡された子供、赤ちゃんポストに預け入れられた子供の内、合計376人の子供に養子縁組後見 (Adoptionsvormundschaft) が付されたことが判明した。〔養子縁組後見の数を〕取り組みの三つのタイプ別に分類すると次のようになる。〔養子縁組後見が付された〕子供たちの内、赤ちゃんポストに預け入れられた子供が171人 (45,5%)、匿名で生まれた子供が189人 (50,3%)、匿名で引き渡された子供が16人 (4,2%)であった。合計376人の子供の内、45人の子供は実の母親または父親に再び取り戻された。したがって、少年局への調査結果によれば、その時点で出自が不明だった少なくとも311人の子供には、養子縁組後見が付されて養子縁

組手続がとられたことになる。¹

この研究分野における養子縁組の数についての見通しを得るために、連邦統計を利用した。そこで明らかになったのは、養子縁組の数は1993年以来継続的に53%が減っている。そうした傾向とは逆に、両親が不明のドイツ国籍を持つ3歳未満の子供の養子縁組は2004年以来著しく増加してきた。これは、匿名による子供の委託の諸取り組みの設立との関連がある徴かもしれない。匿名による子供の委託の諸取り組みのほとんどが2001年と2002年に設置されたことは、そうした仮定を裏付ける。

合法性に関する異なる判断

両調査の結果を見ると、諸取り組みを提供する施設と少年局では、匿名による子供の委託の諸取り組みに関する考えが異なることが明らかである。それは、特に少年局と提供施設の間での協力に関する契約の位置付けについての考え方において際立っているのである。ごく僅かの少年局のみが提供施設との協力に関して、書面で契約を交わしている。ほとんどの場合は、匿名による子供の委託があった場合のやり方は、口頭による申し合わせで定められていた。それに関していくつかの少年局が、協力に関する契約を交わしていないのは、[契約を仮に交わしていたとしても]それは[現行の]法律的地位では拘束力を持たないからであるとコメントした。協力するようになった場合は、それは両側とも大抵、好意的に評価していた。少年局のスタッフは、現行の法律の情勢についてたびたび批判的な意見を表明していた。少年局のスタッフの大方の判断によれば、匿名による子供の委託の現在の諸取り組みは違法的なものである。それに加え、諸取り組みの提供施設によって、現行の法律が無視されたり、あるいは自分の状況に有利に解釈されたりしているという。

提供施設の中には、諸取り組みを然るべき立法によって合法化することを望んでいる施設[の一つ目のグループ]もあった。それとは別に、匿名による子供の委託の現在の諸取り組みを批判的に見なしており、その廃止を支持しているにもかかわらず、それらを継続している二つ目のグループの提供施設もあった。後者の提供施設のグループにとって未解決なままの問題となったのは、諸取り組みの廃止をどうすべきか、また、その代わりに、どのような取り組みを提供することが利用者の女性のためになるのかということである。現在の法的情勢を充分だと判断した提供施設の三つ目のグループもあった。提供施設のスタッフにとっても、少年局のスタッフにとっても、現状、つまり現在の法的状況と矛盾して諸取り組みを黙認することは、日常業務において障害となっている。

¹ 子供の母親または両親は養子縁組後見が付された後でもまだ自分の身分データを知らせる、あるいは自分の身元を明かすことは基本的に可能である。それに該当する子供の数については言及できない。

匿名による子供の委託の諸取り組みにおける専門的方向付け

〔諸取り組みの〕専門的な方向付け、つまり援助の焦点を母親におくか子供におくかという問題は、しばしば提供施設と少年局の両スタッフとの意見の相違の出発点となった。少年局と提供施設の両スタッフが共に直面した葛藤は、子供および母親の利害（出自を知ること — 匿名であることへの希望）に関わるものであった。その他の利害の葛藤は、匿名による子供の委託の取り組みの提供施設が同時に養子縁組の斡旋も担当した際や、子供に官庁後見人（Amtsvormund）ではなく、提供者側（例えば、提供施設のスタッフの誰か）から後見人が割り当てられた際にも生じた。少年局と提供施設の両スタッフの間の意見が一致しないもう一つのきっかけは、諸取り組みのための広報活動のあり方であった。いくつかの提供施設は提供する取り組みを極めて積極的に宣伝しているが、少年局のスタッフと少数の提供施設のスタッフの中には、それによって諸取り組みの存在がなければ生じなかった需要が発生するという意見もあった。子供の赤ちゃんポストへの匿名による預け入れがあった後の広報活動についても批判があがっていた。少年局の何人かのスタッフがそれによって子供の人格権が侵害されたと主張した。これらの例が明らかにするように、少年局と提供施設のスタッフの間にも、諸提供施設の間にも、匿名による子供の委託の諸取り組みについてアンビバレントな考え方が存在している。

諸取り組みの匿名性および利用しやすさ

匿名であることを女性に確約することが諸取り組みの支援の核心的要素だと少年局も提供施設も考えている。〔匿名による子供の委託の〕諸取り組みの提供施設のスタッフは、彼らの取り組みには他の支援制度にない利用しやすさがあると認識していた。〔匿名による子供の委託の諸取り組みと〕同様に匿名で利用できる諸相談（例えば、妊娠葛藤相談や少年局による諸相談）は、少年局および諸取り組みの両スタッフの意見によれば、あまり知られておらず、また、さらに踏み込んだ支援（例えば、経済的支援）の多くは、個人データを明かした上でしか利用できないのである。

匿名による子供の委託の取り組みを利用した女性へのガイドド・インタビュー（Leitfadeninterview）において、出産、または匿名による委託の前・途中・後に生じる〔母親の〕肉体的および精神的負担が莫大のものであることが明らかになった。匿名による子供の委託の取り組みを利用することに先立って、当該女性には — 多くの場合もともと負担を強いられた生活状況に置かれていることに加えて — 周囲に対して妊娠を隠すこととそれに伴う（感情的な）孤立から生じるもう一つの大きな負担がかかる。さらにまた、医学的な診断を受けずに妊娠していることに対する不安や出産の流れや分娩予定日に関する不確実さも加わる。匿名による子供の委託の諸取り組みを利用することに結び付くこうした問題、ならびに

〔利用後の〕生活状況の複雑性の深刻化は、匿名性のみを基準とした利用しやすさと緊張関係にある。匿名性を、利用しやすさの決定的な要素とすることは、匿名による子供の委託の背景にあるさまざまな精神的、肉体的、医療的な負担を無視することになる。

さらに、諸取り組みの提供施設のスタッフも少年局のスタッフも次の点を強調していた。匿名による引き渡しと赤ちゃんポストと匿名出産制度のどれを利用するかは別として、いずれの場合にも、分娩前、また子供の匿名による引き渡しの際、またその後、当該女性には手筈を整えるために大きな苦労が必要となる。それは、妊娠を隠すことにも、出産の期間にも、子供の委託にも当てはまる。女性が匿名による子供の委託後に相談を受けない場合、または、匿名による委託に相談の提供が連結していない場合、女性は、子供を委託するに至ったその状況に〔未解決のまま〕一人で取り残されることになる。子供の委託に至った生活状況は、匿名による子供の委託を利用することによって変わることはないのである。

匿名であることへの希望には、誰に対するのかによる差異がある

生まれ育った家族、周囲の人々、諸官庁、雇用者等といったさまざまな関係者に対する、〔すべての当該女性の〕匿名であることへの希望は、明らかに強かった。妊娠を伴う母子を守る制度上の規制（例えば、職場における妊産婦の保護の規制）は、匿名により子供を委託する動機がある場合には、妨害となる。欠勤〔理由〕や親権に関して質問されることと〔そこから生じる〕問題を避けるために、母親はより複雑ではなさそうに見える道を選んでいる。その際、子供自身は例外となる。〔匿名による子供の委託の諸取り組みの〕提供施設のスタッフによれば、当該女性において、子供に関しては線引きして隠しておきたいという希望はそれほど強くなかったのである。つまり、一部の母親の考え方はアンビバレントなものである：制度上の規制が自分の決断を妨害することは望まない一方で、子供に対しては、自分の責任や義務をより明確に認識しているようである。〔女性の〕制度的規制に対する考え方を鑑みると、母であることに伴う義務の意識が、取り組みを利用することを決断する上で重要な役割を果たしていることが明らかになる。

相談を受けること

相談を行ったケースでは、妊娠の後期になって初めて相談していた。それは、女性が妊娠していることに気づくのが遅く、それゆえ多くの場合が遅い時期に〔相談所に〕連絡していたからである。それにもかかわらず、いくつかの提供施設が、ある程度の数の女性に数回にわたって相談に来させることに成功した。相談の過程でどの程度まで個人データが明らかになったのかは、不明瞭である。知り得た個人データの提供施設での取り扱い

方についても究明することができなかった。それに関連しているのは、何人かの女性が、第三者、つまり提供施設のスタッフや助産婦以外の人に分娩に付き添われたという結果である。このようなケースを、狭い意味では、選択的な匿名性（selektive Anonymität）、または、限定された匿名性（eingeschränkte Anonymität）と呼ぶべきである。匿名による子供の委託につながる上述の制度上の大枠の条件に関わる動機と関連しているが、この結果は、女性の必要に応じるためには、場合によっては完全な匿名性は不要であるかもしれないということを示すであろう。利用する女性がとりわけ特定の人々に対して秘密にしておくことを目論んでいると思われるのは当然のことである。

周囲の人々に対して〔事実を〕隠さざるを得ない危機的な生活状況にある女性が、隠していることと個人的な精神的状況のゆえに、どの程度まで相談を受けることが可能な状況にあるのかという問題についても、提供施設のスタッフと少年局のスタッフの意見は一致していた。当該女性との相談の話し合いの際に、匿名による子供の委託および既に保証した支援とは別のさらなる支援の可能性に関する情報を提供することで、当該女性の状況を安定させ、従来の〔合法的な〕支援を受けさせるという、相談が成功したケースもいくつかあった。〔相談が成功する〕決定的な要素となったのは、とりわけ相談を提供する者の専門性のレベル、および、提供施設における相談の根拠となるコンセプトと目標設定であった。この分野においては、提供施設の間に極めて大きな質の差が確認できた。身元を明かすことになるのは、必ずしも良い相談活動の成果というわけではない。本調査の結果によると、多くの女性が身元を明かした背景には、結果を先取りせず支援する相談活動の成果ではなく、〔女性が〕多少とも圧迫されたことによるのだという徴候が見られた。

赤ちゃんポストの利用状況

〔匿名による子供の委託の〕提供施設および少年局のインタビューに応じたスタッフは、〔匿名による子供の委託の〕取り組みを悪用することと、取り組みを容認可能な形で変化させることは危険な綱渡りのような関係であると語った。亡くなった子供や障害のある子供が赤ちゃんポストに預け入れられたケースや、第三者、つまり母親以外の者が子供を赤ちゃんポストに預け入れたケースの記録もあった。さらに、本調査で把握された子供は、全員が新生児ではなかった。生後数カ月の子供が赤ちゃんポストに預け入れられたケースもいくつかあった。赤ちゃんポストが本来の目的から外れて、差し迫った危機的な状況や過剰な負担のかかる状況を打開するために短期間預ける手段として利用されたということが、提供施設と少年局の両スタッフへのインタビューの中で数回示されていた。

スタッフへのインタビューによると、既に子供のいる女性、または、以

前子供を里子あるいは養子に出したことがある女性も、匿名による子供の委託の諸取り組みを利用したケースもあったという。こうした行動の背景にある特殊な二つの動機を、少年局と提供施設の両スタッフが指摘していた。一つ〔の動機〕は、(再度)子供を養子に出す場合には本人の養育能力が全般的に問われ、本人が育てている他の子供が少年局から取り上げられることになるかもしれないと女性が恐れたということである。もう一つ〔の動機〕は、提供施設と少年局の何人かのスタッフによれば、何人かの女性は子供を養子に出す上での通常の手続きについて知っており、その際の官僚主義的な煩雑さ、および、管轄の役所(通常の場合は少年局)に出頭するのを避けようとしたということである。子供を養子に出す際に、委託する母親に烙印が押されることは、とりわけ少年局の何人かのスタッフが問題だと評価した。

匿名による子供の委託の取り組みを利用したもう一つのグループの女性にとっては、夫以外の男性の子供を宿したため、子供を養子に出すことは考えられなかった。その際、夫は生物学上の父親ではないが、法律上の父親ではあった。子供を通常の手続きを踏んで養子に出すには、法律上の父親の同意が必要である。その同意を得るためには女性が夫に状況を説明することが必要だったが、それができなかつたために、匿名による子供の委託に至ったのである。

利用する女性の多様性

匿名による子供の委託の諸取り組みを提供する最初の目的は、出産後に殺害されたり(嬰兒殺し)、遺棄されて亡くなるという危機にある新生児の命を救うことであった。こうした目的は、現在ではもはや、匿名による子供の委託の諸取り組みを継続させる第一の動機ではない。アンケート結果が示すように、諸取り組みの設立の際には、ほとんどの施設が、新生児の殺害の防止、または遺棄の防止、および葛藤のある状況に置かれている女性のための支援制度の設立が重要、または、極めて重要であったと見なしていた。現在諸取り組みを提供している施設は、多くの場合、諸取り組みの設立の際に想定して照準を合わせていたターゲットグループ(売春婦、麻薬依存者、極端に若い少女、新生児を殺害または遺棄する女性)の支援にはなっておらず、利用者を特定のグループに分類できないという問題に直面しており、その問題に対応しようとしている。

施設と少年局のスタッフへの質的インタビューから、利用者の女性が極めて多様的であると共通して読みとることができる。その多様性は、〔利用した〕女性の年齢構成、学歴、経済的状況、階層所属にも見られる。特定の利用者グループを明示することはできず、同様に、匿名による子供の委託に至る特殊な動機も確認できなかった。〔利用する〕女性が決断する際に決定的要素となるのは、大抵は、他と無関係の一つの要素ではない

と断言できるのである。むしろ、例えば、複雑な人間関係の動き、社会的苦境および家族や周囲の人々からの（主観的な）圧迫感、文化的あるいは宗教的価値観、差し迫った心理的・肉体的に荷が重すぎる状況といった複数の動機が相互に密接に関連しあい、それらが合わさって匿名による子供の委託に至り得るのである。母親に匿名で子供を委託させたのは、ふつうは一束になった動機と問題の組み合わせである。特定の女性のグループに当てはまるのではなく、妊婦がもつ特有の問題の組み合わせが、匿名による子供の委託に至る上で決定的であることは、本調査の主要な結果の一つである。

利用する女性にみられる共通点

漠然としたパニックのような恐怖とそれに関連した沈黙がすべての当該女性における目立った共通点であると、[諸施設と少年局] スタッフが指摘しており、匿名による子供の委託の諸取り組みを利用した女性へのインタビューでも確認できた。この漠然とした恐怖と[自分が置かれた]状況および問題を言葉で表現する能力の欠落は、自分を外へ開くことも、適切な支援を受けることも不可能となる当該女性の無力な状態につながるようである。[当該女性が置かれている]状況から生じる孤立は、たいていの場合、妊娠していることを周囲の人々に対して秘密にすることに伴っていた。それはまた多くの場合、妊娠の部分的あるいは全体的な抑圧（否認）と繋がっていた。少年局や諸施設のスタッフおよび匿名による子供の委託の諸取り組みを利用した女性のインタビューから、大部分の女性が比較的遅い時点、つまり妊娠の第二期の終わりごろか第三期の初めごろ、あるいはさらに遅い時点で妊娠に気づくということが推測できる。妊娠に伴う通常の身体的変化には、女性が全く、もしくはほとんど気づいていない。いくつかのケースでは、この変化は妊婦の心理的状況のゆえに極めて些細なものに過ぎず、例えばお腹の成長と形は比較的目立たないものである。妊娠したという事実を、当該女性は抑圧し、彼女たちには自分が妊婦だという自覚もない。そのため、自分にとって問題をはらんでいるその状況のための解決方法も積極的に見出そうとしない。妊娠の部分的あるいは全体的な否認にもかかわらず、例えば妊娠期間中の、社会的な引きこもりや[妊娠の]否認、見てわかる身体上の変化を隠すためのゆったりした服の着用といった妊娠を隠す戦略がとられる。女性が自覚している妊娠を隠すことと、自分が妊娠していないと自覚して、妊娠を完全に抑圧することとの境界は明瞭でない場合もある。

情報の流れ

[匿名による子供の委託の諸取り組みを提供する]施設のスタッフ、少年局のスタッフならびにインタビューを受けた女性は、一部のケースにお

いては、隠した、あるいは部分的に抑圧した妊娠の期間中に、提供されている支援に関する情報を〔妊婦自ら〕入手したと述べた。こうしたケースでは、当該女性は自分がどのような状況に置かれているかを部分的に自覚しており、自身の個人的な問題解決のための戦略を用いることができていた。施設のスタッフ、少年局のスタッフならびにインタビューを受けた女性の話によれば、〔妊婦が〕匿名による子供の委託の取り組みを利用するといったん決断した場合、決断後には別の支援はもはや考慮に入れないようである。これと関連しているが、主観的に解決不能な苦境に陥っている女性を助けるためには、〔当該女性に〕匿名性を確約することと匿名で利用できる相談の存在は極めて重要であるという点に関して、少年局と諸施設の両スタッフの認識はほぼ一致していた。

〔当該女性の諸取り組みを提供する〕施設への連絡の時点

匿名出産制度を利用した女性の四分之三が、分娩予定日の直前に初めて〔匿名出産制度を提供する施設に〕連絡を取ったことが、施設へのインタビュー調査によって明らかにされた。当該女性の42,4%は分娩のほんの数週間前に施設に連絡を取り、さらに34,1%の当該女性には、既に陣痛が始まっていたという。当該女性の18,8%は、妊娠期間中、つまりおよそ8ヶ月目までに連絡を取っており、妊娠の最初の12週間の間に連絡を取っていたのは0,8%だけであった。² この結果から明らかになるのは、当該女性の大多数が妊娠期間の遅い時点、または分娩に近い時点で初めて施設に連絡したということである。この時点では、おそらく身体的な変化や状況が切迫したことによって、妊娠初期と比べると、抑圧機制の勢力がもはや弱くなっていたのであろう。

〔当該女性が状況が切迫したと感じるのは〕一人で分娩せざるを得ないことおよび医療的な手当の欠如とそれによって母子共に生じ得る悪影響への恐怖であろう。〔母子への〕医療的当ての欠如が、少年局と提供施設のスタッフが（施設の赤ちゃんポストの設置の有無にもかかわらず）インタビューにおいて共に述べた赤ちゃんポストに対する主な批判点である。本調査では、担当管区においていずれかの匿名による子供の委託の取り組みを支持しなければならないのであれば、大多数の少年局は、女性も子供も支援する全体的な取り組みとして匿名出産制度を選択していた。というのは、匿名出産制度においては、最低限の医療的な当てと、〔当該女性〕とのコンタクトと相談が保証されているからである。匿名出産を提供する施設も、赤ちゃんポストを最後の手段として見なしていた。

² 〔当該女性の〕3,9%は分娩直後に施設に連絡した。これは厳密に言えば匿名による引き渡しに相当しているが、施設がそれを匿名出産とし、アンケートにおいても匿名出産として答えられていた。

父親の役割

インタビュー調査では、父親は付随的にしかテーマとなっていなかった。その際、彼らは多くの場合、妊娠について知らされなかったために身元を確認することができなかったということが中心に取り上げられていた。そのことは、匿名による子供の委託によって生物学上の父親の権利が侵害されているために、とりわけ少年局のスタッフが批判的に受けとめていた。このことに関して、特に少年局と養子縁組斡旋所は、法的現状（とりわけ父親が事後に現れた場合における養子縁組の合法性への影響）を改善すべきだという立場をとっていた。

父親との複雑な人間関係の動向や、パートナーと意思疎通がとられていない関係や、妊娠や子供に対する父親の否定的な振る舞いは、母親に匿名による子供の委託をさせた多くの場合の理由となっていた。

取り組み別の身元を明かす割合

母親が自分の身元を明かしたケースでは、大抵の場合それは、子供を赤ちゃんポストに預け入れた、あるいは匿名出産した直後の数時間もしくは数日間の間に行われていた。赤ちゃんポストに預け入れられた子供の大部分は母親の身元のデータが不明なまま養子に出されており、その数は152人（69,4%）である。それに対して、匿名出産制度で生まれ、母親の身元データが不明なまま養子に出された子供の数は145人（28,9%）である。この結果が示すのは、赤ちゃんポストを利用した母親より、匿名で分娩したあるいは匿名で子供を引き渡した母親の方が明らかに多数、自分の身元を明かしたということである。匿名による分娩、または匿名による引き渡しや付き添いの際に生じる個人的なコンタクトが「母親が自分の身元を明かす上で」決定的な要因になるのかもしれない。

社会的なコンテキスト

調査の対象となった多くの少年局のスタッフおよび「匿名による子供の委託の諸取り組みを提供する」施設のスタッフからは、国民にある現存の価値と規準の再考を始動させるような社会的な議論を起すべきだという意見が出た。少年局や提供施設のスタッフや調査対象となった「当該」女性の一部は、社会的なコンテキストにおける女性の役割を変えることが望ましいと考えている。それに関連して述べられたのは、「現在では」避妊、妊娠、家族、子供、および子供の教育の大部分が女性の任務である「と見なされている」ということである。そこで、少女と少年の教育の枠内でのジェンダーに相応しい教育および性教育において、男女両性が平等に避妊、妊娠、家族についての責任を担うようになることに寄与すべきだとしている。さらに、援助の必要な人にとっては、例えば過大な要求、あるいは、危機により困難な生活状況に置かれている場合には、支援を要求して

受け取るのが当然なことであるべき〔という社会的認識を作るべきである〕という提案も出た。相談や支援を利用することは、本人を欠陥のある人間ではなく、強くて自信のある人間だと評価することにつながるべきである。

要約すれば、諸取り組みに対する立場は分散しており、現行の法律に矛盾している諸取り組みを黙認することに対する評価が異なるにもかかわらず、当該女性が置かれている状況についての少年局と提供施設のスタッフの話は大幅に一致している、もしくは、相互に建設的に補足しあっているとと言える。

〔匿名による子供の委託に〕関わる諸機関における〔意見と立場の〕多様性は、本調査において何度も明らかになった。〔その多様性は〕例えば専門性のレベル（記録の仕方、スタッフの専門教育、研修と職業など）、施設内外の協力連携やネットワークのあり方、当該女性との関わり方（提供者の目的と相談活動）、子供の世話と収容方法などに現れた。少年局においても、幅広い〔意見と立場の〕多様性を確認できた。この多様性は、例えば、諸取り組みを提供する施設と交わされた（あるいは交わされていない）〔少年局との〕申し合わせにも見られた。匿名による子供の委託後の手順も極めて多様であった。手順の相違は、例えば、〔少年局〕への報告の時点、出生証明書の発行、後見人の選択および任務の範囲、子供の収容方法などに見られた。

結論

本調査によって、匿名による子供の委託の現状は、複数の観点から見てすべての関係者にとってジレンマであることが明らかになった。本調査は、最善の解決策を提案することはできないが、下記の経験的事実の提供によって〔匿名による子供の委託に内在する〕問題点の比較考量に資することができる。

- すべての関係者のために活動の保証（Handlungssicherheit）を図ることが、核心的に必要とされるものである。それは、まず第一に明確な法的状況を整備することによって達成できる。〔匿名による子供の委託の〕現下の実践は現行の法律と矛盾しており、黙認されることは建設的な解決にはつながらない。むしろ、〔匿名による子供の委託の現下の実践によって〕法的グレーゾーンにおいて、合法的でもなく専門的な立場から見ても必ずしも適切ではない実践が定着してしまう。
- 〔匿名による子供の委託の〕代わりになり得て、〔当該女性にとって〕受けやすい支援について、徹底した公表と広報が必要だということも明らかになった。それは、当該女性が支援について調べる際に特に重要な役割を果たすインターネットというメディアについて大いに当てはまる。
- 支援を求める女性が必要としているものについては本調査で明確に

できたが、それを鑑みると、特定のグループや機関（例えば、健康保険会社や生まれ育った家族）に対して選択的な匿名性を保証して欲しいという当該女性の要求を考慮に入れながらも、その他の人々、例えば子供への接触を支援するような支援コンセプトを案出するのが適切であろう。

- 匿名による子供の委託の諸取り組みの基準を保証するという観点からは、核心的な部分において、全ての施設で統一した（あるいは少なくとも適合した）確実な記録が必要である。
- 基準を保証するもう一つの要素は、諸施設で相談を行うスタッフの教育と研修である。これに関しては、良い結果には相談の質が決定的な影響を果たすということも、現在の実践で相談とは何かということについてさまざまに理解がなされているということも、[本調査において] 明らかになった。
- 公的な施設および民間の施設が運営している諸取り組みの相互のネットワーク化は強化すべきである。それによって、ネットワーク内で提供されている支援についての知識や、[支援の] 迅速な紹介および当該女性の多岐にわたる専門的な支援が保証され得る。当該女性が置かれている緊急の、そして多くの場合複雑な問題状況という観点からも、協力の連携やネットワークの構築によって、当該女性が必要としているものをより適切に提供できる。
- 現在は、妊娠(葛藤)相談所 (Schwangerschafts(konflikt)beratungsstellen) は主に妊婦の二つのグループによって利用されている。一つ目は[妊娠中絶を受ける際に求められる] 相談証明書を必要とする女性のグループであり、二つ目は金銭的、経済的な支援を必要とする女性のグループである。これらの相談所を、さまざまな内容の相談を必要とするすべての妊婦のために開放することが望ましい。というのも、特に、これらの相談所は、一般的な感覚ではネガティブな印象を与えることなく、妊婦に[相談所を利用したという] 烙印が押される感覚を引き起こすこともなく、匿名による相談も提供しているからである。
- 特定のターゲットグループに限定しない電話ホットラインを提供すべきである。専門的な知識をもったスタッフが最初の相談担当者となり、支援の可能性を説明し、適切な援助や支援を紹介すべきである。このような緊急ホットラインは、匿名で、利用しやすく、最初から相談所に行くのはハードルが高すぎると感じるターゲットグループにも利用されやすいであろう。

[文献]

Höyneck, Theresia / Zähring, Ulrike / Behnsen, Mira (2011): *Neonazid. Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland“*.

Thorn, Petra (2011): *Donogene Insemination - psychosoziale und juristische Dimensionen. Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland“*.

C

ドイツ青少年研究所の嬰兒殺しに関する鑑定(2011年)

„Bedeutung der Befunde für Präventionsperspektiven“, in: Theresia Höynck, Ulrike Zähringer, Mira Behnsen: *Neonazitid: Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland - Fallzahlen, Angebote, Kontexte“*, München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 62-63.

阪本恭子訳

10. 調査結果が今後の予防措置にもたらす意味

嬰兒殺しは非常に特殊な現象であり、他の殺害行為とは、さまざまな点で全く比べものにならない。今後の予防措置の観点からも、また刑法上の評価にとっても、特に重要だと思われる特徴がいくつか見られる。嬰兒殺しはとりわけ、経済的に困難な状況にあって、妊婦検診を受けていない、若くて未婚の女性が犯すのであろうとする見解²⁰⁶は、相変わらず頻繁に引用される。しかし、少なくとも最近のドイツについては、本調査において検討した諸認識からすれば、それはいくつかの点で正しい方向を示していない。『子供に対する殺害行為』[Höynck/Görgen (2006)]によって挙げられているデータによると、少なくとも最近、ドイツでの嬰兒殺しは、出産能力のある全ての年齢の女性によって犯されており、決して初出産の女性だけが犯しているわけではない。犯人の女性たちは、社会経済的な状況においても人格に関しても、特に目立った特徴を示してはいない²⁰⁷。端的に言うと、嬰兒殺しを犯した女性の大部分は、この犯罪を唯一の例外として除けば、ごく普通の女性なのである。ほぼ全ての嬰兒殺しの核心的な特徴は、抑圧された、もしくは隠された妊娠である。犯人の女性たちは、全く例外的な場合にのみ、妊娠期間中に第三者に心中を打ち明けており、周囲からの問いかけは、ほぼ常に無意味であった。そのため、自由に手にすることができたかもしれない数々の支援も捉えられることはなかった。た

²⁰⁶ Friedman/Horwitz/Resnick 2005; Friedman/Resnick 2009.

²⁰⁷ [本調査で扱われた]全てのデータに関してだが、明らかにできたケースのみが対象となっており、[嬰兒殺しの]行為のかなりの部分を占めている明らかになっていないケースが、いくつかの特徴において明らかにできたケースと異なる可能性は完全に除外できないと付言しておく。ただし、明らかになったケースの中にも、明らかにするには相当の尽力が必要であったケースと、行為を本気で隠蔽しようとしなかったためにすぐに明らかになったケースとの間に、明確な差異がないことがこの仮定への反論となる。

とえ犯人の女性たちが事前に、(きわめて稀であるが) 例えば赤ちゃんポストや養子の可能性について考えたとしても、そうした援助も結局のところ活用されることはなかったのである。その理由は特に、女性たちが妊娠を知っていたとしても、結局のところ出産に驚かされたことにある。

さらに、『子共に対する犯罪行為』の研究内で行われた調査によると、嬰兒殺しでは、どうやら第三者も[妊娠が]抑圧されるという現象に「巻き込まれる」ことが明らかになっている。これは例えば、子共の父親が、妊娠を知らされたにもかかわらず、引き続いて、妊娠を(早期に)終わらせたり、さもなければ妊婦検診を受けさせたり、あるいは出産準備のための事前の措置を何も講じなかったケースに見られる。こうしたケースでは、それ以外にも何の準備もなされず、妊娠が明らかになってから、妊娠の抑圧がある意味でまるで「共同に」行われたという印象を受ける。

このような背景を鑑みると、嬰兒殺しを阻止する決定的な手がかりは、出産の時点よりも、それに先立つ隠された妊娠中にあると思われる。女性たちを望まない妊娠と向き合わせ、周囲の人々に、または少なくとも信用できるひとに心中を打ち明けて、共に良い解決策を探させるものが何であるのかは、そうした対処を精査する研究のデータのみが答えることができる。例えば妊娠相談所などの機関も、それについて多くの実践的知見を提供できるであろう。

気軽に利用できる相談と、避妊や望まない妊娠に向きあう可能性について知識を伝える相談は、ドイツで提供されている普通の[相談の]範疇に含まれるが、必ずやさらに改善されうるであろう。その他、妊娠を隠す現象についての知識を(「そのようなことは実際よくあることで、どの家族にも起こりうる」などと)伝えるのも重要である。これについての知識がどちらかという一般に少ないと思われるからである。議論中のいわゆる赤ちゃんポストや匿名出産制度といった、出産の時点に関わる取り組みについてだが、嬰兒殺しのさまざまなケースの分析を見ると、[嬰兒殺しを犯した]どの女性たちも、実際は出産に際して[赤ちゃんポスト・匿名出産制度を利用するための]必要な行動をとれる状況になかったようである。赤ちゃんポストと匿名出産[を利用する際]に必要なのは、子共の母親が、計画的に行動して、望まない妊娠と積極的に向きあい、行為の選択肢を決定すること、つまり嬰兒殺しを犯した女性たちには大抵の場合、どんな理由があれ(この妊娠に関して)なかった能力である。

[文献]

- Höynck, Theresia / Görge, Thomas, Tötungsdelikte an Kindern. *sofid Kriminal- und Rechtssoziologie* 2 (2006), S. 9-42.
- Friedman, Susan Hatters / Horwitz, Sarah McCue / Resnick, Phillip J. Child murder by mothers: a critical analysis of the current state of knowledge and a research agenda. *The American Journal of Psychiatry* 162 (2005), S.

1578-1587.

Friedman, Susan Hatters / Resnick, Phillip J. Neonaticide: Phenomenology and considerations for prevention. *International Journal of Law and Psychiatry* 32 (2009), S. 43-47.

D

ドイツ青少年研究所の非配偶者間人工授精と匿名出産 に関する鑑定（2011年）

„Parallelen und Unterschiede zwischen der anonymen Geburt und der Spendersamenzeugung“, in: Petra Thorn: *Donogene Insemination - psychologische und juristische Dimensionen: Expertise im Rahmen des Projekts „Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland - Fallzahlen, Angebote, Kontexte“*, München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 37-43.

阪本恭子訳

7. 匿名出産と精子提供による出産の類似点と相違点

精子提供によって生まれた人間と匿名で生まれた人間には、似てはいるが、場合によっては明確に異なる核心的な局面がある。そうした局面について以下、本所見のこの最終部で記す。

7.1 生物学上の出自に関する知識をアイデンティティに組み入れること

あらゆる人間にとって自己の出自を知ることが、生まれた方法にかかわらず、確固たる個人のアイデンティティと自己価値の発達の核心となる局面である。養子縁組の分野では、子供を養子として受け入れた事実や、生物学上の親と接触できることを、早い時期に説明することが、子供の安定した心理的な発達を促す上で決定的な結果をもたらすということは、十分に認識されている。精子提供によって生まれた子供についても同様に、そうした説明の重要性を証明する研究成果が挙がってきている。そのことから社会心理学の専門家は、早期に（幼稚園に通う年齢で）説明することと、提供者の身元を、[子供が]遅くとも成年に達するまでに知りうることの重要性を指摘する。これまでのところ、匿名で生まれた子供の発達に関する研究はほとんどなされていないが、自己の出自と生物学上の親の身元に関する知識が、同じように重要であることは推測される。匿名で生まれた人間にとっては、自己発見の道が閉ざされ続け、そこで生じる空虚が、自己の個性とアイデンティティに組み入れざるを得ない。このことは、非配偶者間人工授精（DI [donogene Insemination]）で、より恵まれた条件下で生まれた人々にとってさえ困難な問題であるため、匿名で生まれた人々には、そもそも可能なのか、あるいはどういった条件で可能になるかというのは疑問のままである（Wiemann, 2003）。

7. 2 望まれた子供たち 対 望まれない子供たち

匿名出産で生まれた子供とは対照的に、精子提供によって生まれた子供は「望まれた子供たち」である。彼らの親は、負担の大きい医療処置を受けて、妊娠と出産をととても喜んだ。したがって彼らの出生と出産は、ポジティブなもののみなされている。生物学上の父親は、彼のパートナーではなく他の女性が妊娠して子供を産むことと、他のカップルが親の役割を担うということを知った上で精子を提供した。匿名出産による子供は、養子と同様に、生物学上の親から社会上の親への委託によって、負担を強いられたり、トラウマを与えられたりすることになる。[したがって] 彼らの出生と出産はネガティブなもののみなされている。彼らは、彼らの親がさまざまな、しかし重大な理由により養育できずに委託したことを消化しなければならないだけではない。彼らにとって、もう一つより深刻な要素となるのは、自分が匿名で生まれたことを克服しなければならないことであろう。彼らが社会上の親から、自分のそうした出産の事情について説明を受けた場合には、生物学上の親が身元を明かさないことにしたほど、自分の妊娠と出産を主観的に負担に感じたということ克服する必要があるのである。こうした人々は、極端な形で望まれない存在や勘当された存在である (Wiemann (2003)) ということ、自己のアイデンティティに組み入れざるを得ないのである。

7. 3 [匿名出産・非配偶者間人工授精によって生まれたことの] 説明

非配偶者間人工授精で生まれた子供のために、ここ数年で、彼らの妊娠・出産方法を説明する際に援用できる心理教育学的素材が開発されている。養子に関しても、そうした素材は何年も前からある。しかし、その素材が匿名出産で生まれた子供や青少年にも適しているかどうか、あるいはどの文献が、そうした子供の社会上の親が子供の心理的発育上ふさわしいやり方で感情移入しながら彼らの出産の事情を説明するのに役に立つのか、といった問題がある。今のところ、そのような子供のための特別な参考書はなさそうである。問題解決の一つの形は、苦しみを与えることによる出産の事情を隠すことであろう。しかし、家族秘密の存在の好ましくない結果は十分に論証されているため、こうしたことを親に奨めることはできない。ドイツでは[非配偶者間人工授精で生まれた子供と養子になった子供] どちらの分野についても、子供への説明と彼らの発達を評価する学問的研究はまだ行われていない。それに加えて、匿名で生まれた子供のためには、受け入れる親が説明の際に活用できる素材と心理教育学的素材を開発する必要があるであろう。

7. 4 生物学上の親であること

子供を望む親に精子を提供する男性は、金銭的理由から、または精密な医学的検査を受けられるということから動機づけが行われたり、もしくは利他的な考えを抱いて、子供を望むペアを助けたいという思いに駆られたりする。こうした背景から、過去たまたま、精子提供によって生まれて成年に達した若者が、自分は営利的な業務的行為の結果であると批判しているが (Lorbach, 1997)、感情という観点から見ると、精子提供の動機は中立的もしくは肯定的なものである。匿名出産の理由は、母親にとっては(共に決断したり、共に関与する場合は父親にとっても)、きわめて苦しい生活事情と主観的に結びついた逃げ道のない状況である。これらのことは、生みの親であるという自覚に関して、出発点の状況が根本的に異なる。精子提供は、それをタブー視する見方が減ってきたため、徐々に男性は精子提供を隠さないようになり、それはポジティブなものとして受けとめられるようになると予測できるであろう。しかし現在のところ、精子提供者との接触が「精子提供によって生まれた」(若い)成人にどのような意味をもたらし、彼らの生活状況にどのように作用するのか、ということについての研究成果はほとんど提供されていない。匿名で子供を産んだ女性は、たとえ刑罰を免れるとしても、社会的な交わりのなかで、羞恥心から匿名で子供を産んだことを隠す可能性が高い。そうして女性は、心中を打ち明けて自分の行為をふり返る可能性を失ってしまう。Wiemann (2003) の報告によると、子供を「養子に出し」委託したことを後悔する女性の割合は高く、そうした女性の多くが鬱的な病気を発症している。Wiemann はさらに、子供を匿名で産んだ女性の場合、この問題はいつそう深刻であろうと推測している。というのも、そのような女性は、「子供を匿名で産んだことを」黙っているようにと宣告されたように感じて、もしかすると、生涯、一人で苦痛を抱え続けることになるからである。さらに、そうした子供の場合、生物学上の父親も匿名のままであり、個人として接触することはできない。

7. 5 世間一般の感覚

精子提供による処置についての世間一般の評価は、ここ数年で明らかに改善されている。一部まだセンセーションを巻き起こす局面に限られるものの、「精子提供による処置については」およそこの10年の間に、雑誌の記事やトークショーなど、さまざまなメディアで頻繁に報告されている。ところが子供を望む親は、相変わらず非配偶者間人工授精にはタブー視する烙印が押されていると感じ、控えめに振る舞っている。彼らは自分たちの家族形成について、ごく少数の人に話すにとどまり、子供に「精子提供によって生まれたことについて」説明する割合もたしかに高くなってきているが、全体的にはまだ低い。匿名出産の場合も、母親にとっては(妊

娠を知っていれば父親にとっても) タブーであり、十中八九、個人的な関係のなかでさえも、誰にも打ち明けることはない。さもないと彼女の匿名性が守られないからである。親になり、家族を形成することに対して、[非配偶者間人工授精が] 短期的および長期的に社会心理学上どのような影響をもたらすのか、また匿名出産は、委託する母親(または親)に短期的および長期的にどのような影響を及ぼすのか、という問題についての学問的な研究はまだ行われていない。注目すべきは、非配偶者間人工授精によって生まれた人間の数は匿名出産で生まれた人間の数よりはるかに多いにもかかわらず、世間一般や政治がその利害関係に目を向けることが少ないという点である。

7. 6 複雑さを縮小することへの欲求

非配偶者間人工授精は、医学的見地からは長い間、単純な問題の簡単な解決策としてみなされてきた。不妊の男性パートナーの代わりを、生殖能力のある男性が務めるのである。医者たちはとりわけ妊娠の確率と、子供を望むペアを医学的にケアすること、つまり「今ここ」に注意を向けていた。非配偶者間人工授精は、医学的見地から見るとたしかに比較的簡単に侵襲性の少ない処置であるが、多くの心理的、社会的、倫理的、法的問題をはらんでおり、そうした問題の一部は、子供の出産後にはじめて、あるいは子供の思春期以降に生じることが、ようやくこの10年から15年の間に明らかになった(Thorn, 2008a, 2008c; Thorn&Daniels, 2007)。医学上の処置が簡単だからといって、それに伴う他の分野における複雑さが小さいわけではない。それどころか、医学的に簡単な精子提供による処置は、長年にわたって他の分野における複雑な事柄を覆い隠すのに加担してきたのかもしれない、ということが明らかになったのである。前世紀半ばまで、[非配偶者間人工授精に対して] 世論のなかには批判的な声もたしかにあった。しかし、[非配偶者間人工授精という] 出産方法が、それによって生まれた子供や成人にもたらす意味に対して世間が注目するようになったのは、近年になってからのことである。匿名出産も、それが子供や(生物学上の、また社会上の)親にとって、長期的にどのような意味を持つのかということまでは考慮に入れられていないことが忘れられがちである。世間では、匿名出産はきわめて困難な状況の「手っ取り早い解決策」として議論されていて、一部では好意的に受けとめられてもいる。しかし、さまざまな分野の専門家たちは、くり返し[匿名出産の]複雑さに対して警告を発しており、あらゆる要素について徹底的かつ包括的な議論を尽くすことを要求している(例えば、Riedel, 2006; Wiemann, 2003)。複雑さを縮小することは、非配偶者間人工授精にとっても匿名出産にとっても有益ではない。この点については、世間および専門家による議論で考察されるべきである。

7. 7 相談の重要性

ますます多くの専門団体が、精子提供による処置（海外では、生殖細胞を利用した医療処置）に先立つ心理社会的な相談の重要性を指摘している。相談によって子供を望む親は、とりわけ長期にわたってさまざまな心理的、社会的な問題に取り組み、それらの複雑さに対する心構えと関わり方を構築させることができる。[こういった] 相談は [精子提供や非配偶者間人工授精の処置に対する] 烙印を払拭して、そうした家族構成であることへの自信を高めるのに適していると指摘する研究成果が挙げられつつある。このようなタイプの家族のための相談を拡充して、特に [精子] 提供者と [非配偶者間人工授精によって生まれた] (若い) 成人が接触する道を開くにあたって、支援して相談に乗る際の仕組みと構想を開発し、その学問的評価を促進することが重要である。匿名出産を考えている、あるいは子供を匿名で委託した女性もしくはペアの相談は、明らかにいっそう難しい。しかし、そうした連絡のとりにくいグループの人々に呼びかけるために、例えば諸言語で書かれた啓蒙用のパンフレットや、自己の出自を知りたいという子供の要望に的を絞った慎重な広報活動など、創造的な努力が必要である (Bockenheimer-Lucius, 2002)。この分野でも、特に学問的に支援して評価することは不可欠である。

(匿名出産によるのか、よらないのか、という問題は別として) 養子縁組に出された人々は、自己の出自と向きあいたい場合、少年局が管轄の施設であり、そこで無料で相談したり支援を受けたりできる。非配偶者間人工授精で生まれた人々のための、そのような施設は欠けている。

7. 8 信用できるデータと記録

非配偶者間人工授精で生まれた人間についても匿名で生まれた人間についても、今のところデータ資料はない。提供された精子を利用した医療処置は、通常、授精という形で行われるため、ドイツ IVF [In-vitro-Fertilisation, 体外受精] の統計* に記録されることはないが、概算によると、毎年およそ 500 人から 1000 人の子供が生まれている。匿名出産に関しても信用できる記録はないが、1999 年以降、概算して出自が一生匿名のままの子供が 300 人から 500 人生まれている (ドイツ倫理審議会、2009)。両方の分野で、信用できるデータ資料を整えることが不可欠である。その対策として、非配偶者間人工授精の分野では、(例えばドイツ連邦医師会に) 中央記録簿を導入すること、また、匿名出産の分野では、すべての専門部署が受け入れた棄児の数と匿名出産の支援を受けた女性の数を上位の部署に報告することが挙げられる。

* <http://www.deutsches-ivf-register.de> を参照。

7. 9 出自を知る権利

生物学上の出自を知るとはすべての人間の基本権に属する、ということとは議論の余地がない。[精子の] 提供者のデータの記録が不十分であったり、[資料の保存が] 10 年間という期限付きであったりしたため、過去この権利は、無視されていた。[資料の保存が] 少なくとも 30 年間に延長されたこととともに、提供者にそれについて啓蒙することによって、[精子提供によって] 生まれた人間の状況は改善された。しかし書類が 60 年間保存されなければならない養子と比べると、彼らが置かれている状況はまだまだ劣悪である。匿名で生まれた人間の場合、そうした [自己の出自を知る] 可能性は、母親もしくは両親が後日名乗り出て、子供の身元が判明するケースを除いて全く断たれている。匿名出産制度が実際に子供の殺害の防止策となっているかどうかは、今のところ明らかにされていないので、匿名出産が子供の生命保護に適しているのか、またふさわしいのか、あるいは必要なかどうかは疑問である (Deutscher Ethikrat [ドイツ倫理審議会]、2009)。この問いに答えるためにも、記録ならびにこうした現象に学問的に対処することが必要である。

7. 10 類似点と相違点に関するまとめ

生物学上の出自を知ることと、生物学上の親と接触する機会の確立は、すべての人間にとって、生まれた方法や家族構成にかかわらず、確固たるアイデンティティの発達において核心的な重要性を持つ。匿名で生まれた子供に早期に説明することは、養子や精子提供によって生まれた子供と同様、重要であろう。したがって匿名で生まれた子供と彼らの育ての親のために、説明の際の心理教育的な素材を開発することが重要であろう。

精子提供による子供と匿名で生まれた子供では、置かれている基本的な心理的状況が根本的に異なる。前者は望まれた子供であり、彼らの誕生を親は切望していた。後者は、極端な形で望まれない存在であるということ克服して、それを自己のアイデンティティに組み入れざるを得ない。[両者は] 生物学上の親に関する状況も異なっている。最近では、精子提供者は [世論一般に] 中立的もしくは肯定的なものとみなされており、将来的に彼らは、子供を望むペアに貢献したことを、もっとオープンにしていくであろう。自分の子供を養子に出した女性は、高い割合で鬱的な反応を示すことが知られている。匿名で産んだ女性には、そうしたことが起こる割合はさらに高いと思われる。というのも、彼女たちは匿名ゆえに一人で苦痛を抱えており、それを克服する際も、自分のおそらくごく最小限のものだけが頼りだからである。匿名で生まれた子供の生物学上の父親に関するデータは、全く存在しない。

公的ならびに社会政治的な議論に際しては、精子提供による処置でも匿名出産でも、その複雑さを否定しないことが大事である。非配偶者間人工

授精は男性の不妊の簡単な解決策でなく、匿名出産も困窮した生活状況の単純明快な解答ではない。両者に生じる生活および家族の状況は複雑で、慣れにくいものであり、関係者すべてに一生にわたって関わってくる。精子提供による処置または養子を希望するペアのためには、短期的および長期的にもたらされる結果に対して彼らが敏感になることを目指そうとする相談のコンセプトが開発されてきた。匿名で子供を産む女性（およびそのパートナー）のためにも、彼らを相談に来させるような創造的な方法を見出すことが重要である。

ドイツでは、精子提供による家族形成についても匿名出産についても、数値とデータが不足している。精子提供による医療処置については、例えばドイツ連邦医師会に中央記録簿を整備すれば、データを集めて評価するのに役立つであろう。匿名出産の分野でも同様に上位の部署を設置して、連邦全体のデータを収集し、学問的に評価すべきであろう。

生物学上の出自を知ることは、すべての人間の基本権に属する。これに関して、匿名出産による人間について、学問的、公的な議論が行われてきた。精子提供によって生まれた人間については、そうした議論がまだ行われていない。彼らの法的状況は、義務づけられている [資料] 保存期間が延長されたことで改善された。ただし養子に比べると、資料 [保存期間] の長さの点だけでなく、精子提供者と接触する道を開く際の相談や支援の点でも、まだまだ状況は劣悪である。

[文献]

- Bockenheimer-Lucius, G. (2002). Babyklappe und anonyme Geburt - Hintergründe und Anmerkungen zu ethischen Problemen. *Ethik in der Medizin*, 14, 20-27.
- Deutscher Ethikrat. (2009). *Das Problem der anonymen Kindesabgabe*. Berlin: Geschäftsstelle des Deutschen Ethikrats.
- Lorbach, C. (1997). *Let the offspring speak*. Geroges Hall, New South Wales: The Donor Conception Support Group of Australia.
- Riedel, U. (2006). Rechtliche Fragen zu Babyklappen und anonymer Geburt. *Kinderkrankenschwester*, 25, 5-8.
- Thorn, P. (2008a). *Familiengründung mit Spendersamen - ein Ratgeber zu psychosozialen und rechtlichen Fragen*. Stuttgart: Kohlhammer.
- Thorn, P. (2008c). Samenspende und Stigmatisierung - ein unauflösbares Dilemma? In G. Bockenheimer-Lucius, P. Thorn & C. Wendehorst (Eds.), *Umwege zum eigenen Kind. Ethische und rechtliche Herausforderungen an die Reproduktionsmedizin 30 Jahre nach Louse Brown*. (pp. 135-156). Göttingen: Universitätsverlag Göttingen.
- Thorn P., & Daniels, K. (2007). Pro und Contra Kindesaufklärung nach donogener Insemination - Neuere Entwicklungen und Ergebnisse einer explorativen Studie. *Geburtshilfe Frauenheilkunde*, 67, 993-1001.
- Wiemann, I. (2003). Babyklappe und anonyme Geburt - Hintergründe, Kritik,

Alternativen. *Landesarbeitsgemeinschaft für Erziehungsberatung in Hessen, LAG-Info, 23/2003.*

E

ドイツ青少年研究所の匿名出産及び赤ちゃんポストに関する調査 — 結論 (2011年)

„Fazit“, in: Joelle Coutinho, Claudia Krell: *Anonyme Geburt und Babyklappen in Deutschland: Fallzahlen, Angebote, Kontexte*. München: Deutsches Jugendinstitut 2011, 288-297.

多田光宏訳

7 結論

7.1 対策の必要性

本研究での調査の結果から導き出されたのは、[匿名による子供の委託には] 複数の問題点が存在していて、以下で述べるような対策が必要だということであった。

法律の状況

調査の量的および質的結果から示されたように、法律の現状に関して、規制を作る必要があるとしていたのは、とくに少年局 (Jugendamt) のスタッフであった。ただし、[匿名による子供の委託の] 関連提供施設 (Träger) のスタッフも、法律の現状については、部分的に批判的な評価を下していた。現在のところ、提供施設と少年局のどちらも、状況や目の前の対応の必要に応じて、それも関係者の都合による場当たりの仕方で、現行法を解釈しているのである。匿名による子供の委託の取り組みは目下黙認状態であるが、調査結果から判明したのは、そのことが法律の現状とは相入れず、ひととき葛藤のもととなっていることであった。そのため少年局でも提供施設でも、実際の作業で大きな困難が生じていた。この [子供の匿名委託に関わる] 活動は、まちまちさ加減が甚だしいという点で際立っていたのである。すなわち、少年局と提供施設のほとんどが、現行の法規制を独自の仕方で解釈して適用している。現在の匿名委託の取り組みが黙認状態であることから、法律の解釈に違いが生じ、一部では解釈が必要に左右されてさえいて、提供施設と少年局とで法的不安定性 (Rechtsunsicherheit) が生じる原因となっている。またこれらすべての結果、[子供の匿名委託の] 取り組みを利用する女性が、ローカル・ルールごとに違った手続きのやり方に直面する羽目にもなっている。さらに、全国少年局連絡協議会 (Bundesarbeitsgemeinschaft der Landesjugendämter [BAGLJÄ]) が出した勧告 (2009) も、取り入れられていないことが多い。そのなかには、赤ちゃんポストや匿名出産の提供施設は養子縁組斡旋所としての認可を受ける

べきではない、という勧告も含まれる。[だが] 提供施設側と少年局側とでは[子供の匿名委託の] 報告事例数に大きな開きがあり、まさにこうした背景から鮮明になったのは、各事例を文書で記録するよう義務づけるほか、匿名出産や赤ちゃんポストの運営組織と養子縁組斡旋所との分離規制を設けることが、提供施設と少年局の双方に活動の保証を与えるうえで、おそらく不可欠だということである。

また総合的に見ると、以上のこと[法律が不十分でグレーゾーンの残る状況のままであること]は、本研究内(第5章第5節参照)で挙げた改善の実践(gute Praxis)にも影響していた。示されたように、児童福祉側と提供施設側のどちらにおいても改善の実践例はわずかしか見られなかったが、それらはとくに、対応の流れの決まり事に関わっていた。このことから明らかなのは次のことである。行政側は、自分たちの目から見て適切と思われる解決策を探し出し、[改善の実践として]たとえば[赤ちゃんの]内密委託への道を開いたり、母親のデータを可能なかぎり長く確実に保管したりしていたわけだが、[法律が不十分でグレーゾーンが残る状況ゆえに]多大な創意工夫がそのために必要になったということである。

さらに書きとめておくべきこととして、女性たちは[匿名委託の]取り組みを利用する際に、たとえば妊娠や出産を隠したり、委託や出産のあいだ周囲の人びとの目から逃れる策を講じたりと、あれこれ相当の消耗を余儀なくされる点がある。ただ同時に女性にとって、[匿名委託の]取り組みの場合、利用にあたって公式の手続きの負担は少ない。これに対して調査結果によると、少年局その他の公的機関からすれば、[匿名委託の]そうした利用しやすさ(Niedrigschwelligkeit)は、そのぶん公式の手続きを引き受ける自分たちの組織の負担が大きくなることにつながっている。こうしたことから、法的なルール作りの必要性が裏付けられる。子供の匿名委託の場合、その質と手続きについて法的に拘束力のある基準を確立することが、規制の求められる第一の事柄である。わけでも、少年局と提供施設の双方が個々の事例を文書で記録すること、後見人を選任すること、個々の子供について監督官庁に届け出をすることは、法的に拘束力のある仕方ルール化されるべきである。それに、これらの基準が設けられれば、とくに提供施設側の専門性のレベル向上にも寄与しよう。法的安定性と[委託の]手続きの規制とがあれば、子供の匿名委託のコンテキストにおける児童保護の面に、補強が加えられることになろう。届け出について法的に拘束力を持った統一規制があれば、提供施設自身を保護することにもなるはずである。さらに少年局のほうも、子供とその保護にかかる監督部局の任を果たせるようになるろう。少年局は、子供を出産することに対して[女性の]態度が揺れているときに、養育能力をチェックしたり、さらに別の支援を仲介したりすることがあるためである。

子供の匿名委託の場合、実の母親や父親がそれを取り下げた際の手続き

についても、法的に縛りのある対応方法が定められておくべきであろう。これについては、実親であるか否かのチェックをおこなうのか、おこなう場合の方法をどうするのか、子供を返す前に養育能力を査定するのかが、論じられるべき点としてある。さらに、子供を返してもらう母親や父親のための継続的なサポートや支援の措置も、対応業務の統一を通じて保証されるべきである。

以上に加えて重要なこととして、父親の権利を考慮することも挙げられる。父親ないし男性パートナーが子供の匿名委託のなかでいかなる役割を演じているのか、またそもそも彼らに妊娠は知らされているのかについては、これまでのところほとんど何のデータもない。本調査の結果からは、子供の父親の役割がじつにアンビバレントなものであることが示された。つまり、男性側が女性の妊娠に気づいていなかったり無視したりする場合、子供の父親は、匿名委託の原因となりうるし、と同時に、匿名委託に踏み出す自由を与えていることにもなりうるのである。

そのほか、関係者によるデータの機密保持（たとえば養子縁組の際のデータから支援やサポートの措置に関するデータ全般に至るまで）に太鼓判を押せるような、安全確実な仕組みを作って、試してみることも考えられる

子供の匿名委託や代替支援の取り組みの宣伝

子供の匿名委託については、さらに別の問題点が、取り組みの PR 活動や宣伝をめぐる生じている。調査結果が示したように、自分たちの匿名委託の取り組みを宣伝していない提供施設がいくつか存在する。反対に、各種メディアに登場して、そこで自分たちの取り組みについて紹介攻勢をかけている提供施設もある。そのためとくに少年局スタッフの側からは、ことによるとそうした宣伝が初めて需要を創出することもあるのではとの懸念が示された。他方、この文脈で次の疑問が投げかけられた。すなわち、それではそれらの取り組みがまったく宣伝されておらず、利用者となるかもしれない女性たちに知られていない場合、彼女たちはどうやってそれにアクセスすべきなのか、という疑問である。一般に支援やサポートの措置は、誰がそれを提供しているかによらず、世間にもっと認知してもらえる方法を検討しなければならないのである。

子供の匿名委託の取り組みに関する情報収集のやり方に触れておくと、当事者たちにとってインターネットはきわめて重要であることが明らかになった。情報収集が、時間と空間に関係なくおこなわれるためである。付け加えておくべきは、個々の提供施設の PR 活動に関する能力が、この点で大きな役割を演じていることである。インターネットでの調べものには検索エンジンがよく利用されるが、検索ワードをうまく組み込んだりつなげたりしておけば、そこで上位に表示されるのである。提供施設スタッ

フや当事者女性への質的インタビューで判明したのは、女性たちが、いったん自分に適していると思われる種類の取り組みを決めたら、それ以上は他の選択肢を探そうとしないことだった。つまり彼女たちは、インターネットでサポートを探してみても、最初に子供の匿名委託の取り組みに当たると、それとは別の支援の取り組みはもう探しも考えもしないのである。女性たちは自分の状況に合っていると感じる種類の取り組みを選ぶが、その選択は、妊娠がいつの時点で判明したかにはよらない。女性たちはいちど特定の取り組みを決めてしまえば、そのあとは別の選択肢を探し続けたりはしないのである。

多くの被調査者が挙げていたことに、支援やサポートの給付を要求するのはどちらかと言えば基本的にはネガティブに見られていて、それらの給付の利用者は自分がスティグマを押されていると感じる場合が多い、という点があった。これに少年局のネガティブなイメージが加わる。少年局は、サポート業務の機関というよりも、たんなる介入機関と見なされることしばしばである。そのため多くの女性が少年局と接触するのを思いとどまってしまう、児童支援や青少年支援をおこなう民間提供施設 (freier Träger) のほうに流れている。このことは、そこでの支援が正しい知識を持ったスタッフによって専門的に実施されているのであれば、問題はない。ところが調査の結果、相応の訓練を受けた人員のいない提供施設が若干存在することが示された。くわえていくつかの提供施設は、結論を限定してしまわないで専門的な相談を提供するというよりも、はなから特定の方針ありきになっていた。そうしたことは、相談に関わる仕組み全般にも反映されていて、結果、母親に対して適切な手段や支援措置が必ずしもすべて示されないといった事態を招く場合がある。相談の質は重要であり、そのほかに組織内 (内部で担当分野が分かれている場合) や余所の機関との連携も、母親ないし両親、また子供にとって最適な支援を提供するうえで、不可欠であることが示された。

母親との直接接触 (der persönliche Kontakt) の意義

量的調査のデータを比較して明らかになったのは、母親の身分登録記録が不明のまま養子縁組に出された子供の数が、赤ちゃんポストの利用に関して言えば、最大を占めたということである。

赤ちゃんポストは、匿名による子供の委託の取り組みのうち、いかなる接触もおこなわず、まったく身元を明かさずに子供を預けられる唯一の仕組みである。この方式での匿名委託では、母親に接近したり直接接触をとったりすることは妨げられているか、あるいは困難になっている。サポート情報はかろうじてチラシやインターネットサイトを通じて発信されているくらいで、[赤ちゃんポストに] 代わる問題解決策は依然として周知されていない。母親がのちのち接触を図ってくるかどうかは、いったん

委託がなされたあとは、母親本人の内発的な動機づけだけにかかっている。

[これに対し、] 提供施設スタッフや少年局スタッフら関係者に母親との直接接触の可能性を与えるのが、匿名出産の制度、ならびに（匿名出産と比べれば[接触の程度は]小さいが）匿名での受け渡し（anonyme Übergabe）である。当事者女性からすると、そこでの直接接触が、自分の状況を話す最初の機会となることが多い。大方の女性が妊娠を周囲にひた隠しにしているからである。女性たちは自分の生活状況が絶望の淵にあると思いつめていて、そのために孤立状態に陥っている。だが、そんな彼女たちに話をする機会を提供すれば、連絡をとっていっしょにほかの見通しを考えるチャンスが生まれる。それに、赤ちゃんポストに子供を預けることが子供と母親に長期的にどんな結果をもたらすかは、利用時点では女性たちには判断がつかない。問題を抱えた生活状況は、短期的には匿名委託によって表向き解消されはする。だが実際には、身元を明かさずに子供を手放してしまったという新たな苦悩の種が加わるのである。

匿名出産ないし匿名での受け渡しは直接接触の枠組を持っているので、それを通じて感情面で寄り添うことができれば、葛藤を抱えた生活状況の只中にいる女性たちにサポートを提供し、他の種類の取り組みや対処の余地をいっしょに考えてあげられるようになる。母親と子供にとってはこのほうが、匿名委託に代わる別の解決策が見つかるチャンスは、赤ちゃんポストに匿名で子供を預けてしまう場合よりも明らかに大きい。

子供の匿名委託の取り組みの発展

調査の量的および質的結果の分析からは、子供の匿名委託の取り組みが、部分的に変化や発展を遂げていることが明らかとなった。取り組み発足当初の創設理念は、ほとんどの場合、新生児の遺棄や殺害を防ぎたいという願いにあった。いくつかの提供施設は、自分たちの取り組みを維持する動機として、そうした創設時の思想をいまなお上位に位置づけている。だが多くの提供施設が直面したのは、取り組みの設立に至った自分たちの動機やそれとセットになった目標が、現実とはズレているという状況だった。かくして、現実を学ぶ過程のなかで、当初の理由に代わる、あるいはそれを補完する、別の動機が次第に形づくられることとなった。

提供施設スタッフや少年局が回答していたところによると、ターゲットグループの想定にも変更があった。当初、匿名委託が照準を合わせていたのは、とくに低年齢の少女や女性、売春業の女性、薬物依存の女性であった。だが今日、関連機関が向き合わなければならない事実がある。第一に、狙いとしていたターゲットグループが現実の利用者には当てはまらないこと、第二に、これといって明確な利用者層というのは見当たらないことである。匿名委託の枠組を通じて子供を預ける一群の女性には、年齢、出身 [階層]、配偶関係、教育程度、経済状況に著しい多様性がある。その

ため提供施設は、本来の狙いとしていたターゲットグループ、つまり出産後に子供を遺棄もしくは殺害してしまう女性に、はたして自分たちの取り組みは利用されているのか、またそれゆえ、自分たちの取り組みの存続を正当化する根拠はあるのか、という疑問に直面せざるをえなくなっている。

子供の匿名委託の取り組みをめぐる議論には、嬰兒殺しの動機や、犯行女性に関わる事柄の混じることが再三ある。子供の匿名委託の取り組みを利用する女性は、出産後に我が子に手をかける女性とどれくらい異なるのか、あるいはどれくらい共通点が認められるのかが、この文脈でたびたび議論になるのである。子供の匿名委託の取り組みが嬰兒殺しの件数に及ぼす影響については、本調査の結果によるかぎり、経験的な証拠は何も見つからない。ただ、子供の匿名委託を利用する女性と嬰兒殺しを犯す女性には、妊娠を抑圧している点、妊娠を周囲に隠している点、それらのせいで孤立無縁の状態に陥っている点、そして複数の動機が渾然一体となっている点に、共通性が見られる。

それゆえ学術的関心から問われるべきは、女性たちが、しばしば不意に始まる出産を通常ひとりでやり切って、そのあと、たとえパニックに陥ることはあるにせよ、新生児に死傷がなく状況をコントロールできているとすれば、そうしたことが可能であるための決定的な要因は何なのか、である。おそらくそうした能力は、女性各人のパーソナリティ構造や、個々で培った問題解決戦略に根ざしたものである。さらに、計算外の出来事も、状況のなりゆきにとって多分に決定的な要因となろう。出産の最中に、たとえば家のドアのベルが鳴ると、女性はパニックを起こす可能性があるのである。

何よりもまず望まれるのは、女性が妊娠に強い羞恥心を感じて孤立してしまわないための、予防的な措置である。これに関しては、女性政策の観点でも社会全体のレベルでも、いっそうの対策の必要性が依然として残っている。

調査結果から示されたように、匿名性の保証は、女性たちが子供の匿名委託の取り組みを利用しようと決心するひとつの本質的な要因だというのが、提供施設と少年局の双方のスタッフたちの意見であった。

提供施設側は今日、匿名性の保証こそが、女性との接点を得るいちばんの手段だと見ている。接点を得られれば、子供の匿名委託に代わる選択肢を女性といっしょになって考えていけるのである。子供の匿名委託の取り組みを導入した当初の意図が、匿名での委託それ自体にあったのとは対照的である。

直接接触や相談過程（これが提供されているかぎり）を、さらなる展開としてスタートできれば、代わりの支援策を女性に示したり、いっしょに考えたりできる。そのための絶対条件は、女性にアテンドするにあたって、結論を限定してしまわないことである。女性の側には自己決定と自由

裁量とが委ねられる。アテンドをおこなう機関がイデオロギー的な目標追求に走るのは、ここでは逆効果（kontraproduktiv）である。

このほか、子供の匿名委託の取り組みが、短期の一時預かりの道具として利用されるほうに変容したことが示唆された。継続的な支援措置の存在が知られていなかったり、開設時間の定めが厳格なためにそれを利用できないことがあったりという現状のなかで、子供をこれ以上差し迫った危険状況に晒さないよう、とくに赤ちゃんポストが、本来の目的から外れるかたちで「短期の一時預かりの道具として」利用されたのである。是認できる範囲での本来の目的からの逸脱と、容認できない悪用とのあいだは、まぎれもなく綱渡りである。

以上をまとめておくと、子供の匿名委託の取り組みは、本来の狙いとしていたターゲットグループにはたしかに利用されていないようではある。だが分かるのは、現在提供されている妊娠（葛藤）相談やサポートの取り組みでは目下カバーされていないニーズが、取り組みを利用する母親の側にも、また提供施設や少年局の側にも、存在しているということである。

7. 2 女性や家族に関わるサポート措置への提言

とくに質的データの調査結果を分析したところ、女性や家族に関係するサポート措置で大切な役割を演じる、2つの重要なポイントが明確となった。子供の匿名委託の取り組みについては、ここでは脇に置いておく。少年局や提供施設のスタッフ、また当事者女性とのインタビューのなかでさまざまに語られた観点や改善案からは、以下で挙げるような提言を導き出せる。すなわち、利用しやすく匿名で情報提供や相談を受けられる取り組みを創設すること、ならびに、公共の提供施設（öffentliche Träger）や民間の提供施設による既存のサポート措置を改善することである。

利用しやすく匿名で情報提供や相談を受けられる取り組みの創設

情報提供や相談の取り組みは、利用しやすく匿名でアクセスできることが、危機的な生活状況の少女や女性に受け入れられるうえで最低条件のひとつである。本研究の結果から明らかなのは、相談を求めたり情報を手に入れたり、時間や場所に関係なく可能でなければならないことである。これとの関連で、不法移民女性の状況にも注意が向けられるべきである。不法移民の人びとが不十分な健康福祉（Gesundheitsversorgung）しか受けられないことも、そこに含まれる。滞在身分の保障のない妊婦にとっては、そうしたことがたいへんな葛藤状況となっている可能性があるのである。

利用しやすく匿名でアクセスできるという点で言うと、上の目的にふさわしいのは、緊急ホットラインやインターネットといったメディアであろう。いくつかの提供施設では、おもにボランティア・スタッフが担当して、

電話ホットラインによる 24 時間の受付体制を整えている。ここには、当事者女性がそこでの取り組みを知って電話してくる以外にも、窮地の生活状況に立たされた人たちから別の支援の問い合わせも寄せられる。自分ではほかに行き場が見つからなかったのである。多くのインタビューで、時間帯の制約のない電話受付の存在は重要だと強調されていた。それは、利用しやすく匿名でアクセスできるということ、具現化したものなのである。当事者女性たちが連絡を取ってくるのは通常的时间帯外だということについては、かなり多くの示唆が得られた。彼女たちは、自分の置かれた生活状況に縛られているため、日中ないし所定の利用時間内では連絡ができなかったわけである。提供施設が、当事者の少女や女性に、そしてまた子供の匿名委託とは関係のない別の種類の苦境に直面している人びとに、さらに他の相談所を仲介したり、あるいは、自分たちが用意している取り組みの利用に先立って、代替りの支援やサポート措置を教えたりできたのは、そうした電話ホットラインのおかげであった。24 時間ホットラインの有用性や効果について、提供施設のスタッフは、このツールに関する自身のポジティブな経験から、ひじょうに高い評価を与えている。また、少年局スタッフからの評価もきわめて高いものがあった。

全国共通の 24 時間緊急ホットライン

24 時間の緊急ホットライン用に全国共通の無料電話番号を導入すれば、葛藤を抱えた生活状況の少女や女性に、1 年 365 日、情報と相談の入口にアクセスする術を保証できよう。社会生活上の心理的危機に関する相談という枠組で、社会教育や心理学の専門知識を持ったスタッフや、ソーシャルワーカーの資格を持った専門家が最初の話し相手となれば、電話をかけてきた女性の問題状況や要望を探り当てて、適切なサポート策を示してあげることが可能となろう。引きつづき相談やケアが必要で、クライアントの女性もそれを望むようなら、相談員が、その少女や女性の抱える問題に専門面で対応した（相談）機関を、さらに別途仲介できるようになっているとよいだろう。24 時間緊急ホットラインの取り組みは、特定のターゲットグループだけを想定したものではなく、すべての少女や女性に向けられたものにすべきであろう。電話してきた女性の個々の緊急状況に応じて、複数の分野の専門スタッフがチームを作り、個別の状況に応じた支援を発足できるとよいだろう。緊急ホットラインの番号は、警察や消防のそれと同様、無料で記憶に残りやすく、短いものにすることが大切だろう。

インターネット・ポータル

24 時間の緊急ホットラインを導入するのと並行して整備すべきは、緊急状況の少女や女性のためのインターネットサイトである。全国共通の緊急ホットライン番号とそれを支える相談体制に関する上での提言に加えて、

他の相談窓口の地域別一覧、ならびに、女性への暴力や望まない妊娠など個別のテーマについての情報を掲載した、インターネットサイトも作成されるべきだということである。専門知識のあるスタッフに電子メールで問い合わせができるほか、チャットでの接触も保証できるとよいだろう。こうしたインターネットサイトで本質的に重要なのは、関連キーワードを検索エンジンに入力した際に、そのサイトが検索一覧のトップないし上位に表示されることである。

24時間の緊急ホットラインであれ、インターネットサイトであれ、ドイツ語を母語としない少女や女性にもそれらを入口としてつながりが持てるよう、彼女たちの母語を話せる相談員を配置したり、サイトを多言語化したりする配慮が必要だろう。

PR 活動

被調査者たちの意見によれば、公共の提供施設ならびに民間の提供施設による現在の支援の取り組みが、全国くまなくすべての人びとに周知されなければならない。たしかに、児童支援や青少年支援、妊婦に対する支援、ひとり親や緊急下の女性に対するサポートなどの分野で、種々の取り組みがすでにあることはある。だが、それらの取り組みの認知度はどちらかといえば低い。PR 活動を強化すれば、既存のサポート措置をもっと利用してもらえる可能性がある。その際にとくに強調すべきポイントは、匿名で相談できる体制を、相談所や少年局がすでに提供していることである。公共の提供施設や民間の提供施設が匿名相談を開設していることは、まったくと言っていいほど知られていないのである。くわえて、(匿名)相談という取り組みの利用方法や進行の流れも、分かりやすく明瞭に示す必要がある。

既存の相談やサポートの取り組みについて、認知度改善のキャンペーン活動を展開する手段には、街頭での公共広告や、[バスや路面電車など]公共の近距離交通機関での車両広告のほか、各種印刷媒体、テレビ、インターネットの利用が考えられる。さらに学校行事や、青少年センターのような学校以外の教育施設の催し物を活用したり、情報の拡散に協力してくれる人を經由したりして、取り組みをもっと広い範囲に周知するよう努めるべきであろう。

既存のサポート措置の最大活用

ドイツ連邦共和国には、種々の緊急状況の人のために国が提供するサポートの取り組みが多数存在していて、公共の支援団体と民間の支援団体の双方が実施の任に当たっている。インタビューでは、既存の取り組みをもっと魅力的なものにするにはどんな策を講じるのがよいか、また講じる必要があるかが、くりかえし指摘された。そこで挙げられた提案は以下 [の

4つ]である。

イメージ改善

PR 活動の強化に加えて、関連機関のイメージ、なかでも少年局のイメージを、効果が持続するやり方で向上させる必要がある。人びとの目からは、少年局の役柄は、サポートや支援よりもむしろ介入や脅迫にあると見られている。「局 (Amt)」という名称が、国の介入権限を強調していて、支援を求める人の不信の念を増幅させているのである。結果、少年局では、自分から訪問してくるケースや、あるいは一般に、困難な生活状況の駆け込み寺として利用されるケースが、他と比べて稀になっている。こうした現状は改善すべきであるが、しかし、社会法典第 8 編 [児童福祉法] (SGB VIII [Sozialgesetzbuch - Achtes Buch: Kinder- und Jugendhilfe]) が制定され、各地域の少年局もそれをうまく臨機応変に運用しているにもかかわらず、その効果はこれまでのところイメージのレベルではあまり定着しておらず、広範な層の人びとに浸透することもなかった。公共の提供施設や民間の提供施設が提供しているサポート措置でさえ同様であり、一部にはとくにネガティブなイメージに侵されているものもある。なかでも、もっと情報を入しやすくする必要のあるのが、養子縁組についてである。我が子を養子縁組に出すと決めた母親 (ないし父親) は、制度的にも社会的にも敬意とサポートの対象となるべきであり、スティグマと軽蔑の犠牲になってはならないだろう。くわえて養子縁組は、関係者全員の生涯続く重大なプロセスとして理解される必要がある。子供、養父母、ならびに子供を託した実父母には、長期にわたってアテンドが付いて、要望があるかぎり、[養子縁組の] 決心やその後の経過を傍らから支えるのである。

妊娠 (葛藤) 相談所

妊娠 (葛藤) 相談所による相談の取り組みは、もっと周知されるべきであり、サポートを望むすべての妊婦に呼びかけがなされるべきだろう。妊娠相談所には、中絶を決心した女性が行くところというイメージがいまだ根強い。これはとくに妊娠相談所の権限に関係している。中絶が罪に問われないためには、妊娠相談所が妊娠葛藤相談のあとに発行する相談済証明書が必須なのである。だが、同じく妊娠相談所に接触してくるなかには、物質的ないし経済的なサポートを求めているもの、中絶は絶対にしないという妊婦たちもいる。他方、本研究でくりかえし述べてきた種類の困難を抱えて妊娠に直面している女性たちには、妊娠 (葛藤) 相談所は、まだ駆け込み寺とはなっていないようである。その原因の一部としては、そうした女性が多かれ少なかれみずから妊娠の事実を抑圧してしまい、妊娠を自覚できず、そのために、妊娠問題に取り組んでいる相談所の呼びかけが自分に向けられているとは感じない、ということがある。だが当該女性

が、ある瞬間に自分の状況を認識して、個人としての能力や才覚を頼りに解決策を探そうとする可能性はあろう。そのとき妊娠（葛藤）相談所は、匿名相談の取り組みやプロの専門家を揃え、また相応の認知度を有していれば、そうした女性にとってしかるべき駆け込み寺となることができるだろう。

連携

すでに相談やサポートを提供している関係各所同士の連携が、[子供の匿名委託の] 公共の提供施設の側でも、民間の提供施設の側でも、もっと強化されるべきだろう。連携が果たされれば、当該ネットワーク内部にすでに存在している取り組みの周知、仲介手順の短縮化、複数領域での専門性、関係者同士の情報交換を、確固たるものにすることができよう。連携には、相談窓口だけでなく、病院、個人診療所、学校といった他の各所も組み込まれるべきだろう。支援の取り組みは、人口統計学的な変動や高コストといったさまざまな理由で、地域配分の不平等を免れない。関係各所を連携させ、それを構造化して広範に整備すれば、ニーズに応じた相談や支援の取り組みを、従来よりも全国均等に人びとに提供できるのは間違いないだろう。

お役所主義ではない迅速な支援を受けられる可能性とその保証

危機的な生活状況の少女や女性に対する支援措置が直接かつ迅速に実施されるには、必要手順が短縮されるべきだろう。そのためにはまず、開設時間や利用時間、早期の事前アポイントの有無に左右されないようにして、関係各所の応答能力を拡充する必要がある。他方、いくつかの領域で、お役所主義のハードルが解体されなければならないだろう。これは、財政手段の執行と、利用者の個人情報の引き継ぎとに関係している。たとえば、匿名養子縁組（Inkognitoadoption）の方式で、すぐ養子に出すことを前提に出産がおこなわれるばあい、その枠内での個人情報の流れは、相談所や少年局の関係者にはコントロールできない。当事者の少女や女性を保護するために、個人情報の取り扱いは内々で慎重になされるということが、いまの支援の取り組みの枠組では保証できないのである。少年局のスタッフや相談所の関係者は、（行政）手続きが、お役所主義ではない迅速かつ慎重なサポートの妨げになっていると考えている。

〔文献〕

Bundesarbeitsgemeinschaft der Landesjugendämter (BAGLJAE) (2009): *Empfehlungen zur Adoptionsvermittlung*. 6. bearb. Aufl. München.

F

「妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための法律」の 目的及び立法理由（2013年）

„Problem und Ziel“, „Lösung“, „Begründung - Allgemeiner Teil“, in: BR-Drucksache 214/13 vom 22.03.2013: Gesetzentwurf der Bundesregierung, Entwurf eines Gesetzes zum Ausbau der Hilfen für Schwangere und zur Regelung der vertraulichen Geburt, 1-2, 11-15.

阪本恭子訳

A. 問題と目的

ドイツでは年間およそ20人から35人の子供が、生まれてすぐに遺棄または殺害されている。これは、ドイツ青少年研究所（DJI）が2012年に「ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト」の研究内で行った「嬰兒殺害」の鑑定結果による。ここにはさらに潜在的な数字が多く加わる。遺棄あるいは殺害された子供の総数に関して公的な統計はない。児童遺棄や児童殺害といった現象は昔から存在するが、今日なお、精神的、社会的に困難な状況に置かれていて、必要なときに専門的な支援の手が届かなかった母親は、時にわが子を遺棄するか殺害するよりほかの解決法を見つけられずにいる。

困難な生活状況にある妊婦や母親を支援し、児童殺害と遺棄を防ぐことを目指して、1999年に、ドイツで最初の、匿名での子供の委託が始まった。ドイツ青少年研究所の研究結果によると、1999年から2010年までの間に、1000人近くの子供が、匿名で生まれるか、または赤ちゃんポストに預けられるか、匿名で引き渡されるなどしている。このうち3分の2の子供が匿名で生まれ、3分の1弱が赤ちゃんポストに置き去りにされていて、匿名で施設に引き渡される子供はごく少数である。これには年間およそ100人の母と子が該当する。こうしたことを中央で集約したようなデータがないため、正確な総数を算出することはできない。

匿名での子供の委託の現状は、[ドイツ青少年研究所の]研究成果が証明するように、いくつもの点で満足いくものではない。ドイツでは、委託する母親の利益とその子供の利益が同等に保証されるような、[匿名による子供の委託の]諸取り組みが全国各地で提供されているとは言えないため、胎児の保護と、出産時の母子の医療処置は現状では十分に保証されていない。まず多くの女性は現存の[支援の]諸取り組みについて知らないため、それを受けとることができない。また女性の多くが、妊娠葛藤法によって困窮時に提供される様々な支援も知らない。こうしたことから、

法的安定性の欠如は、当該者がしばしば大きな不安を抱いてしまうことにつながる。

出産に際して自分の氏名を明かすことを恐れる妊婦は、病院で医療処置を受けて子供を産み、ドイツの至る所で子供と一緒に生活を選べうような、より良い支援を必要としている。そうした女性に包括的な支援を提供し、この分野における行為の安定性を保証することは国家の任務である。

B. 解決策

以上に関して、内密出産を法的に規定することは、最善の解決策であろう。それによって当該の女性のみならず他の関係者すべても、法的安定性のある判断基準を得て、困難な状況下で頼りにすることができる。これは、匿名での子供の委託に関するドイツ倫理審議会の2009年の見解の結論でもある。

出産時と出産後に匿名保持を望む妊婦と、より良い形で妊娠期間中から連絡をとるためには、支援システムをもっと拡充して、さらに周知させる必要がある。〔支援の〕諸取り組みは、匿名でいたいという妊婦の希望を守らなければならない。とりわけ困窮した女性に、まずは支援を受けさせるために、その支援は、利用しやすく、いつでも利用できて、信頼できるもの、持続的なものでなければならない。利用しやすい支援制度によって有資格者に相談に乗ってもらおう母と子のチャンスは、赤ちゃんポストに匿名で子供を委託する場合と比べると、こうした枠組みにおいてははるかに大きい。というのも相談の専門家と個人的にコンタクトをとってプロの支援を受けることで、個人的な問題解決への新しい扉が開かれるからである。

実母と子供と実父の利益、さらに養子縁組では養親の利益も考慮に入れるために、新しく作られる内密出産の規定においては、法益を慎重に考量する。母親が支援を受け、自らの葛藤状態に解決策を見いだしうるために、特に配慮しているのは、実母のデータの匿名性が十分な期間保証されていることである。さらに、母親は誰であるかを子供が知りうるようにすることで、現存の匿名による子供の委託の諸制度より明らかに良い形で、子供の利益が守られることになる。妊婦のための支援が、いっそう魅力的で受けやすいものになればなるほど、〔内密出産という新制度は、〕〔本法発効後も〕存続する匿名による子供の委託の諸制度および現存の赤ちゃんポストの代替りの魅力的な選択肢となる見込みが大きくなるであろう。本法は、存続する匿名による子供の委託の諸制度および現存の赤ちゃんポストの見直しを含んでいる。

立法理由

A. 総論

匿名保持を望む妊婦には、内密出産法によって、連邦統一的に包括的で

利用しやすい支援が提供される。[法律の] 規定は同時に、当該の女性と、出産に際して女性の身近にいる人々、もしくは女性を助けようとする人すべてのために、法的に安定した基盤を備える。これによって、一人きりでの出産といった危険の回避と、母と子の保護は確保されるであろう。

I. 妊婦支援の拡充

妊娠していることを周囲の人々に対して隠したいために分娩に不安を抱く妊婦は、身体的、心理的に、きわめて大きな重荷を背負っている。妊婦たちには至急、妊娠を秘密にすることで孤立したり、一人では乗り越えられない解決不可能な葛藤問題に巻き込まれたりしないような支援が必要である。

ドイツ青少年研究所が行った「ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト」の研究の結果によると、このような困窮状態にある女性と連絡をとるのは往々にして困難である。出産に際して匿名を望む妊婦に、早い段階から現存の支援システムに気づかせ、これらの支援制度を活用させるためには、これらをもっと拡充して、さらに周知させなければならない。支援システムに必要なのは、専門的かつ包括的で、利用しやすく、結論を限定しないような相談であり、女性に自分自身の判断で決定させる相談である。それと同時に、女性の信頼を繊細に保護することも必要である。その際に匿名性を一定期間保証することは、そもそも支援が受けいられるために、決定的な意味を持つ。

現在すでに妊娠葛藤法 (SchKG) が2条1項で、匿名相談を無条件で受けられる権利を定めている。連邦児童保護法によって導入されたこの権利は、内密出産の導入にあたって重要な前提となる。この権利によって、国が認可した相談所で、こうした任務に特に適した妊娠相談所は利用しやすくなる。

女性が葛藤状態で心中を打ち明け、支援を受けることができるためには、女性に、支援を利用しやすい入口を開いてあげなければならない。女性が長い間、妊娠していることを抑圧していて、出産に驚かされた場合など、まさにそうである。したがって対面式の相談にあたっては、常時提供できるオンライン相談などの非対面式の方法で、情報やコミュニケーションの取り組みを提供して、拡大させる必要がある。相談をできるだけ利用しやすくするために、連邦は連邦全体にわたって中央ホットラインを設置する。そうすれば極度の葛藤状態にある妊婦は、いつでも早急に、その場の相談所に斡旋される。ホットラインについては、広報活動によって連邦全体に周知させる予定である。

相談の第一の目的は、女性が置かれている困窮状態において行動の選択肢を示し、わが子を手元に残しうる方法を示すことである。それが個人的な生活状況からして不可能な場合は、身元を明らかにして行う養子縁組の

利点について説明する。その次の選択肢として内密出産について紹介する。その際の相談は常に、個人的な生活状況と問題解決能力ならびに妊婦の要望に従って進められて、女性の決定を尊重しなければならない。

II. 法的規定の必要性

ドイツにおける匿名での子供の委託の現状は、満足のいくものではない。胎児を保護して、出産時の母子に医療処置を保証する法的規定が至急必要である。そのことは冒頭で言及した「ドイツにおける匿名出産と赤ちゃんポスト」の研究が明確に証明している。

連邦法による規定は、少年局、[匿名による子供の委託の取り組みを提供する] 諸施設、病院、助産師による相談および斡旋活動に関して、あらかじめ基準を定め、当該の子供すべてを世話して、施設や里親家庭に迎え入れられることを確保する。さらに法的安定性によって、支援システムに対する信頼を強化する。妊婦にとっては、信頼できる民間の[支援の]提供により、困難な状況のなかで心中を打ち明け、支援を受けることがいっそう容易になる。さらに連邦法は、匿名での子供の委託の分野における質の向上に寄与する。したがって連邦法の規定は、現存の支援システムを補足するために、妊婦の秘密保持の利益を考慮に入れながらも、関係者すべてに法的安定性のある基盤を提供するとともに、子供と父親の権利ができるだけ不利にならないものでなければならない。内密出産法は、それに関して必要な枠組みを与える。

III. 新しい規定と手続きの概要

内密出産の導入に伴って、当該女性には、複合的な問題状況の解決のために、包括的な支援を[以下のような]段階モデルの形で提供することになる。

- まずは妊婦に、現存する支援制度を利用する勇気を与えることが大切である。そのためには、妊娠葛藤法に基づく支援、とりわけ2条1項の匿名相談の請求権による支援に関して、積極的な広報および告知活動が必要である。妊婦が相談において個人的なコンタクトをとるなかで、自らの状況について新たに熟慮し、匿名性を放棄して、理想的な場合には、子供と一緒に生活すら選べる見込みは最大になる。
- 相談の場は、当初は妊娠葛藤法3条と8条が示す相談所とする。同相談所は、高い専門能力と、支援を求める者に対する幅広い受容力を備えており、内密出産の相談および組織化と運用にも特に適している。というのも妊娠葛藤法はすでに、あらゆる妊娠に関する問題に対して、包括的な相談の請求権を定めているからである。わけても2条2項1文7号には、妊娠の社会生活上の心理的な葛藤問

- 題の解決可能性のために、情報請求権が定められている。このようにすでに現行法に、新たな任務が一般的な形で記されている。
- 結論を限定しない相談では、行動の選択肢を示して、妊婦に、わが子を手元に残したり、場合によっては子供に対して匿名性を放棄することができる方法を探らせる。こうした包括的な支援の提供は、妊婦が匿名性を放棄する見込みを高めるのに最も良い手段であろう。それによって子供と父親も、現存の匿名での子供の委託より明らかに良い形で、自己の権利を行使することができる。
 - 妊婦が内密出産を希望すると、上記以外に、次の事に関して説明を受ける。子供の権利と父親の権利、ならびに自己の出自を知ることが子供の発達に対して持つ意味、内密出産が通常至る養子縁組の意味と法的影響。これら [の説明] によって、子供にデータと出自に関する重要な情報を知らせる [妊婦の] 意欲を向上させることを目指す。
 - 生活状況と親の責任に照らし合わせて、受け入れ可能な選択肢を見出せないことが判明して初めて、内密出産の可能性が検討される。このモデルの規定の中心的な問題は、[母・父・子それぞれの] 諸利益を正しく評価する手続きを整えることである。一方で国家は、出自を知るという子供の基本権を守らなければならない。他方で、[妊婦の] 個人データを知らせることは、妊婦の秘密保持の利益に対立する。個人データを把握する [国家の] 努力は、妊婦が納得の行くまで、[妊婦の] 秘密保持の要望を考慮する必要がある。したがって母親のデータは、出自証明書に内密に記載され、16年の期限後に子供に入手させることによって、必要以上に非開示にしない。内密出産の手続きを極度な困窮状態にある妊婦にとっても受け入れ可能なものにするために、母親は、子供が満 15 歳になった時点以降に、出自証明書を閲覧する子供の権利に対立する利益を表明することができる。その場合、家庭裁判所は、子供が出自証明書を閲覧することで、[母親の] 身体、生命、健康、個人の自由やその他の保護に値する同様の利益が危険にさらされるという理由で、身元の秘密を保持し続ける母親の利益が子供の自己の出自を知る利益に対して優位かどうかについて、母親の匿名性を守りながら決定を下す。
 - 妊婦が、妊娠葛藤法2条4項による相談後も身元を明かさないことを希望し続ける場合は、妊婦は氏名から成る [自分の] 仮名と、女性または男性の子供の名前を選ぶ。相談所は妊婦のデータを点検して記録し、それを封書（出自証明書）に保管する。子供はそれを16歳になった時に閲覧できる。その次に、仮名で内密出産を行うために、[相談所は] 妊婦を助産施設または妊婦本人が選ん

だ助産遂行の資格がある人物に斡旋する。妊娠相談所はその後、少年局に出産予定日と妊婦の仮名を伝える。相談所は一連の行動の全行程を、女性の匿名性を保証する方法で文書に記録し、手続きを検証可能なものにする。

- 出産は医療的に処置して、仮名で記録する。そうすることで、重要な目的、つまり医療的支援の伴わない出産の防止が達成される。同時に、医療データを後日把握することが確保される。出産の時点までに相談が行われなかった場合は、出産から時をおかずに埋め合わせる。
- 助産施設または助産遂行の資格がある人物は、妊婦に関する既知のデータ（子供の名前、母親の仮名、子供の誕生日、出生地、性）を身分登録所に届出て、[その出産が] 内密出産であることも明記する。所轄官庁が氏名を決定した後に、身分登録所は出産を文書で証明する。身分登録所はその後、養子縁組の手続きの際に子供の身元を確認するのに適した出生証明書を発行することができる。
- 母親が、内密出産の枠内で子供を委託した場合でも、後日、子供と一緒に生活を選ぶことができる。そのために新しいモデルは、[母親・子供・父親] の利益に適合した下記の解決案を準備している。母親は、子供の出生記録簿に必要なデータを提供して、子供の福祉を脅かさない場合には、養子縁組が決定されるまでの間に、子供を取り戻すことができる。裁判所による養子縁組の手続きには約1年の養育期間が先行することから、そしてまたドイツ青少年研究所の研究結果によれば、子供を取り戻したいという希望はほとんどの場合、出産の直後に生じることからも、そうした希望をかなえるのに十分な時間的余裕があると思われる。母親は、[内密出産法] 25条2項2文による出産前の相談、30条による出産後の相談、1条4項2文によって知らされた情報を通じて、十分に考え尽くさなかった子供の委託から守られる。しかし子供が新しい家族に受け入れられた後は、安定した親子関係への子供の権利が優位となる。それは民法（BGB）1760条1項および5項によって、養子縁組関係の廃止に際する厳密な基準によって、広く守られている。

内密出産の手続きに必要な新しい規定の大部分は、妊娠葛藤法に記されている。というのも同法は、[内密出産制度の] モデルを [法律によって] 定めるための構成上の枠組みを含むからである。さらに必要なのは、民法、家事事件・非訟事件手続法、身分登録法と身分登録規則、国籍法、ならびに届出権に関する枠組法の改正である。

[内密出産の] 法律が成功することは、孤立によって特徴づけられる葛

藤状態を乗り越えるために、[本法によって] 提供された支援を受けとらうとする女性の個々の決定にかかっている。ここでは将来の展開を予測することはできないが、良い方向に展開するように影響を与えようとすることはできる。したがって [今後、] 法律の影響を評価していかなければならない。この点に関しては、内密出産という新たな取り組みを含む諸支援が改善されて、それらが赤ちゃんポストや匿名出産、匿名での引き渡しに対して及ぼす影響についても研究する必要がある。

IV.立法管轄

妊娠葛藤法の改正については、連邦の立法権限が、基本法 (GG) 74 条 1 項 7 号および 72 条 2 項に基づいている。基本法 74 条 1 項 7 号の「公的扶助」という概念は、確定した判例および通説によって幅広い意味で解釈すべきである。それは、困窮状態と特別な負荷を和らげるための予防的措置、および要支援者となることを防ぐための事前の措置を含む。国家が提供する支援が、その本質的構成部分においてのみ扶助としての法的性格を有することが必要とされる (連邦憲法裁判所判例集 106 巻 62 頁、133 頁)。公的扶助は、妊娠を原因とする困窮状態に対する支援という観点からの予防的措置も含む (連邦憲法裁判所判例集 88 巻 203 頁、330 頁)。

平等な生活状態を連邦内に樹立するために、連邦法の規定が必要である場合には、連邦には公的扶助に関する立法権がある (基本法 72 条 2 項前段を参照)。その必要性が生じるのは、ドイツの各連邦州の生活状態が、連邦国家の社会構造を著しく損なう形ではばばらに展開したり、そうした展開が具体的に予測できる場合である。

ドイツでは、匿名での子供の委託がきわめて多様に行われている。あるところでは匿名出産が提供されている。そこでは母と子に対して出産前後の医療的措置が保証されている。またあるところでは赤ちゃんポストがあり、そこでは委託する者と [赤ちゃんポストの] 提供者が対面してコンタクトをとることなく、子供の引き渡しが可能である。数少ない少年局の管区では匿名で子供を引き渡すこともできる。そこでは委託する者は [提供施設の] 担当者と対面して子供を引き渡すことができる。さらに、匿名出産と赤ちゃんポストを組み合わせて支援を提供するところもある。以上に加えて個々の取り組みはそれぞれ、その手続きの方法において、部分的に実にさまざまである。出産に際して匿名を保持したい妊婦すべてに、困窮状態のなかで専門的な支援を得る機会をドイツで等しく与えるために、平等な生活状態の樹立を、連邦統一的な規定という形で提供する必要がある。

立法権限が、国籍法の改正については基本法 73 条 1 項 2 号に、届出権に関する枠組法の改正については基本法 73 条 1 項 3 号に、身分登録法と身分登録規則の改正については基本法 74 条 1 項 2 号に、家事事件・非訟事件手続法ならびに民法の改正については基本法 74 条 1 項 1 号に基づいている。

V.本法の影響

法律上の影響を評価するために、妊婦支援の拡大と内密出産の規定のための本法の選択肢として、現状維持について調査した。

現状維持は決して選択肢でありえない。困窮する妊婦のより広範な支援および児童殺害と遺棄の防止のいずれも、現状維持では達成できないであろう。[本法は] 女性に、より良い相談を通じて支援を受けさせて、それによって赤ちゃんポストの利用や子供の遺棄または殺害を思いとどまらせることを目指す。さらに、[本法の] 法的規定は、女性に内密出産を提供することを決定する施設に、それに必要な法律と行為の安定性を与える。

本法の影響と[法律の] 実施に要する経費については、ドイツ青少年研究所の調査結果から導き出した予測に基づく、年間およそ100人の女性が内密出産の相談を受けて、そのうち70人が匿名性を放棄すると見積もっており、そのうち50人は子供の出産前に、20人は出産直後に匿名性を放棄するであろう。したがって内密出産に該当するのは年間50件である。さらに、子供の出産後はじめて身元を明かす20人の女性は、25条から27条による全ての情報に関する義務を果たすが、相談時にすでに身元を明かしている50人の女性については、半数しか25条から27条による手続きを必要としないと予測される。したがって25条から27条による情報[告知]義務には、それぞれ75件が該当するであろう。このように見積もると、年間30件の養子縁組の手続きが行われて、母親の秘密保持の利益は保証されることになる。この30件のうち10件では、内密出産によって生まれた子供に、出自証明書を閲覧する希望があると予測している。さらに、実母のうち5人は、子供の出自証明書の閲覧権に対立する利益を表明すると推測する。

研究組織

氏名	所属機関・部局・職
阪本 恭子	大阪薬科大学・薬学部・准教授（分担者）
多田 光宏	熊本大学・文学部・准教授（分担者）
床谷 文雄	大阪大学・国際公共政策研究科・教授（分担者, 平成 26 年 3 月～）
トビアス・パウアー	熊本大学・文学部・准教授（代表者）
良永 彌太郎	熊本学園大学・社会福祉学部・教授（分担者）

ドイツにおける「赤ちゃんポスト」・「匿名出産」に関する資料集

発行 2014年6月10日

発行者 熊本大学文学部 バウアー研究室

編集者 トビアス・バウアー